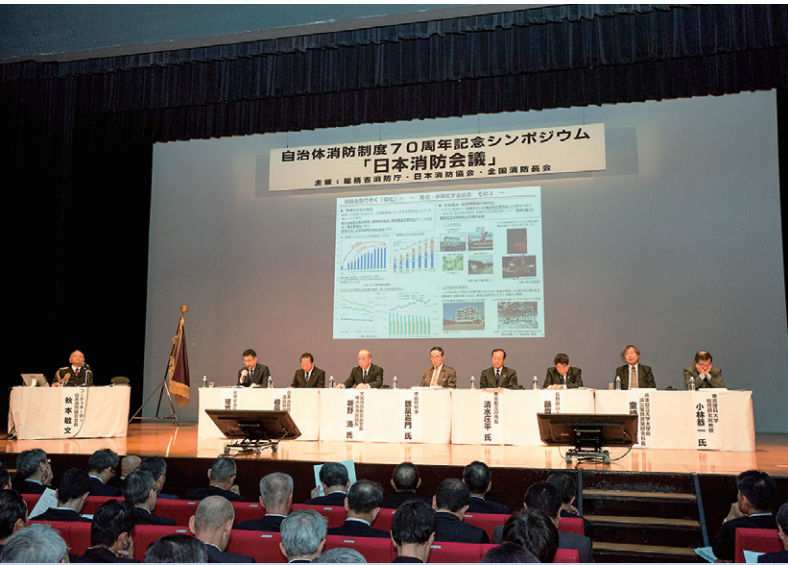


消防の動き



2018
5
No.565

- 「消防法施行令の一部を改正する政令等」
- 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」の策定
- 平成29年度救急業務のあり方に関する検討会報告書の概要



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1

「消防法施行令の一部を改正する政令等」… 4

特報2

「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」の策定… 9

特報3

平成29年度救急業務のあり方に関する検討会報告書の概要… 11

平成30年5月号 No.565

巻頭言 「安全で安心して暮らせるまち」をめざして（福岡市消防局長 山下 周成）

Report

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書の概要… 17

Topics

自治体消防制度70周年記念シンポジウム「日本消防会議」の開催… 20
 台湾東部地震災害に係る消防庁長官表彰式及び活動報告会の開催… 21
 平成29年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の開催… 22
 平成30年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表… 23
 「消防用機器等海外展開セミナー」の開催… 24

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（平成30年4月1日現在）… 25

先進事例紹介

ヤクルトレディーの防火PR（富山県 砺波地域消防組合消防本部）… 27
 災害地点特定に有効な「119番ポイントカード」について
 （和歌山県 紀美野町消防本部）… 29

消防通信～望楼

鹿角広域行政組合消防本部（秋田県）／東京消防庁小金井消防署（東京都）
 堺市消防局（大阪府）／和歌山市消防局（和歌山県）… 31

消防大学校だより

消防研修第103号（特集：緊急消防援助隊）の発行… 32
 平成30年度 消防大学校 客員教授について… 33
 平成30年度 特別講習会及び消防大学校フォーラムの開催について… 33

報道発表

最近の報道発表（平成30年3月24日～平成30年4月23日）… 34

通知等

最近の通知（平成30年3月24日～平成30年4月23日）… 36
 広報テーマ（5月・6月）… 36

お知らせ

風水害に対する備え… 37
 e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ… 38



■ 表紙
 本号掲載記事より

「安全で安心して暮らせるまち」をめざして



福岡市消防局長 山下 周成

福岡市は、北に玄界灘を臨み、海の中道と糸島半島が抱く博多湾に面しており、背後は背振山や油山などの山々に囲まれた福岡平野に位置しています。また、福岡・博多は、古来、大陸との交流窓口の役割を果たし、外交・貿易の拠点となって発展を遂げてきており、海を通じて世界とつながり育まれた歴史や文化、豊かな自然と充実した都市機能がコンパクトに整った魅力あふれるまちです。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」において、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を創り出すことを基本戦略として掲げ、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」をめざして、まちづくりを進めています。その結果、人口や来訪者数は増加を続け、市税収入が4年連続で過去最高となるなど、元気なまち、住みやすいまちとして、国内外から高く評価されています。

現在は、この元気で住みやすいまちをさらに発展させ、次のステージへと飛躍させるためのチャレンジ（施策）を「FUKUOKA NEXT」として、国家戦略特区を活用した新たな雇用の創出や都心部機能強化の推進などの施策に市民・地域・企業等と一体となって取り組んでいます。

消防行政におきましても、以下の3つを柱として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に積極的に取り組んでいるところです。

1つ目は、「災害防ぎょ活動体制の充実」です。災害即応体制の強化を図るため、昨年11月には福岡都市圏における119番指令センターの共同運用を開始、そして本年4月には新中央消防署の供用を開始しました。新中央消防署は、災害拠点としての十分な機能を有した市内で最大規模の消防署となり、他都市からの応援消防隊の集結場所などに活用できる広大なスペースを確保するとともに、新たな機能として庁舎屋上にヘリコプターの離着陸場を整備し、実火災訓練室やマンションの間取りを模した訓練室を整備するなど、消防署としての機能を充実強化しています。さらに、新中央消防署に特殊車両を集中配置するとともに、これらの運用を行う、九州初となる本部直轄の機動救助隊を新たに創設し、大規模災害や特殊災害発生時の対応力強化を図ります。

2つ目は、「救急体制の充実」です。小・中学校の教職員に対して、指導者資格を取得できる救命講習を実施し、その教職員による小・中学生への救命講習を全小中学校で開始いたしました。また、高齢者に対しては、予防救急の啓発や県と連携した救急医療電話相談事業（#7119）の積極的な広報に努めるなど、増加する救急需要に対する体制強化に取り組んでいます。

最後の3つ目の柱は、「防火・防災体制の充実」です。高齢者世帯等を中心に、住宅用火災警報器の設置促進や維持管理に関する情報を市民に積極的に広報するとともに、連続放火を防止するための放火監視機器を設置するなど、地域と連携した放火防止に取り組んでいます。また、地震体験などができる福岡市民防災センターを活用した防災・減災教育を推進し、市民に防災意識の向上を呼び掛けています。

近年、全国各地で様々な災害が発生しており、市民の安全・安心に対する関心は一層高まっています。

福岡市消防局は、今後とも消防行政に対する市民ニーズや社会情勢を的確にとらえ、創意工夫を行いながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

「消防法施行令の一部を改正する政令等」

予防課

1 はじめに

これまで、飲食店等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（3）項に掲げる防火対象物をいう。以下同じ。）においては、延べ面積150㎡以上のものに限って、消火器具の設置が義務付けられていたところであるが、延べ面積150㎡未満の飲食店等（以下「小規模飲食店等」という。）における初期消火を確実に実施し、火災の拡大を防止するための措置として消火器具の設置を義務付けることが必要であることから、消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号。以下「改正令」という。）を公布し、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置を義務付けることとした。

また、今回の改正に関連して、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）を公布し、火を使用する設備又は器具に

係る「防火上有効な措置」を規定するとともに、小規模飲食店等において消火器具を設置する場所や、設置する消火器具の能力単位等について規定することとした。

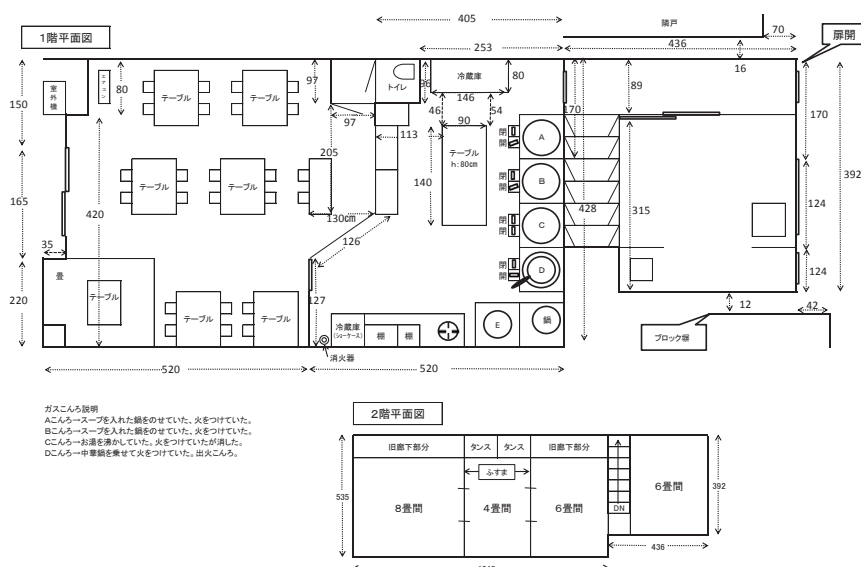
以下、この概要を紹介する。

2 改正の背景・経緯概要

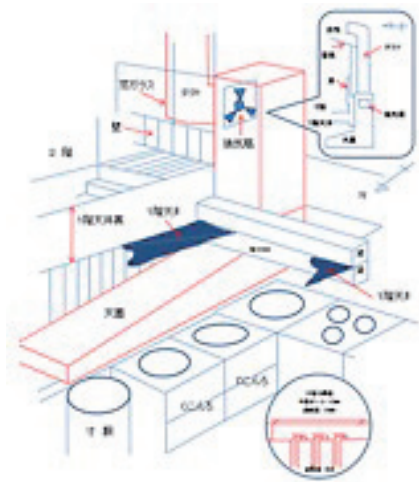
平成28年12月22日（木）10時20分頃に新潟県糸魚川市で発生した火災は、フェーン現象に伴う強い南風により広範囲に延焼拡大し、昭和51年10月29日（金）の山形県酒田市における大火以来、40年ぶりとなる大規模な市街地火災（地震を原因とするものを除く。）へと発展し、焼損床面積30,213㎡、焼損棟数147棟、けが人17名（死者0名）の被害が発生した。

※火元建築物の概要

- 構造 木造2階建
- 用途 飲食店（消防法施行令別表第1(3)項口）
- 延べ面積 135.8㎡
- 収容人員 29人



火元建築物の平面図（糸魚川市消防本部提供）



こんろ周りの配置図（糸魚川市消防本部提供）



火災後のこんろ周り（糸魚川市消防本部提供）

この火災を受け、平成29年1月に総務省消防庁に設置された「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会（座長：室崎益輝 神戸大学名誉

教授）」において、本件火災の発生状況や、今後の消防のあり方について検討が行われた。検討会での検討結果を踏まえてとりまとめられた報告書では、火災予防対策として、以下のように提言がなされた。

「延べ面積150㎡未満の飲食店にあつては、一部の地方公共団体の火災予防条例により消火器の設置が義務付けられているものの、全国的には義務付けられておらず、飲食店のこんろ火災の危険性に鑑み、こうした飲食店にも消火器の設置を義務付ける方向で検討すべきである。」
（「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書」P.8）

上記報告書による提言や、総務省消防庁において検討を行った結果を踏まえ、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等における初期消火を確実に実施し、火災の拡大を防止するための措置として消火器具の設置を義務付けるとともに、消火器具の設置義務が免除される防火上有効な措置等について規定したほか、所要の規定の整備を行った。

なお、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号）を以下「令」、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を以下「規則」ということとする。

糸魚川市大規模火災を踏まえた火災予防のあり方について（初期消火対策）

糸魚川市大規模火災の出火原因

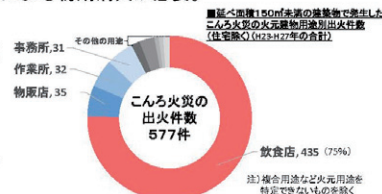
○糸魚川市大規模火災の出火原因は、大型こんろの消し忘れ。

<こんろ火災の特性>

- 建物火災の出火原因^{※1}は、こんろ、たばこ、配線、電気機器の順に多い。
- 延べ面積150㎡未満の建築物で発生したこんろ火災の約8割が飲食店で発生。
- こんろ火災には延焼拡大の危険性があり、消火器による初期消火が必要。

- こんろ火災は急激に延焼拡大するが多い。
（たばこ、配線、電気機器による火災は、延焼拡大速度が緩慢であり、水による初期消火が可能。）
- 飲食店におけるこんろ火災のうち、約6割がその場を離れている間に出火したもの。
- 油火災に対しては水による初期消火は困難であり、消火器による初期消火が必要。

- 消防法施行令による飲食店への消火器の設置義務は、延べ面積150㎡以上が対象。
- 東京消防庁、政令指定都市の約8割、中核市の約5割は、各自自治体の火災予防条例により、延べ面積150㎡未満の飲食店にも消火器の設置を義務付けているが、その他の自治体では指導に止まる^{※2}。



こんろ火災の特性を踏まえた対応（案）

○延べ面積150㎡未満の飲食店にも消火器の設置を義務付ける方向で検討すべき。

※1）平成27年中の建物火災統計に基づく分析結果。ここでの建物火災は住宅火災を除き、出火原因は放火・放火の疑いを除く。
※2）延べ面積150㎡未満の飲食店の4割程度に消火器の設置が義務付けられているものと考えられる。

3 改正後の消防法施行令の内容

1. 消火器具の設置基準の見直し

改正令による改正前は、飲食店等においては、延べ面積が150㎡以上のものに限って消火器具の設置が義務づけられていたところであるが、今回の火災は、小規模飲食店（延べ面積135.8㎡）の大型こんろを火元として発生しており、小規模飲食店等においても、相当程度の火災危険性があることが判明した。

さらに、小規模飲食店等における火災発生原因を検討したところ、「こんろ」が原因で発生した火災の件数が全体の約6割を占めており、他の発生原因を大きく上回っていることがわかったことから、すべての小規模飲食店等を対象に消火器具の設置を義務づけるのではなく、こんろ等の「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）」を設けたものに限って義務づけることとした。

なお、こんろ等の「火を使用する設備又は器具」であっても、温度の異常な上昇を感知し、自動的に火を消す装置を設けているものもあることから、こうした装置や自動消火装置を設けたものについては、火災危険性が低いものとして、消火器具の設置義務を免除することとし、その詳細については、規則において規定することとした。

2. 消火器具の設置義務の根拠条項の移動

改正令により、小規模飲食店等については、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものであれば、令第10条第1項第1号口の規定により、消火器具の設置が義務づけられることとなった。

他方、令第10条第1項第1号口の規定に該当する小規模飲食店等のうち、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う小規模飲食店等や、地階、無窓階、又は3階以上の階で床面積が50㎡以上の階については、改正令による改正前の消防法施行令第10条第1項第4号又は第5号により、消火器具の設置義務が課されていたものもあり、そのような小規模飲食店等又は当該飲食店等の階については、今回の改正によって、消火器具の設置義務の根拠条項が変わることとなった。例えば、少量危険物を貯蔵する150㎡未満の飲食店等で「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）」を設けたものについては、改正令による改正前は、令第10条第1項第4号により消火器具の設置が義務づけられたところ、改

正後は、令第10条第1項第1号口により、消火器具の設置が義務づけられることとなる。

上記のような場合の消火器具の設置場所や能力単位の考え方については、規則において規定することとした。

4 改正後の消防法施行規則の内容

1. 防火上有効な措置について

3で述べたとおり、令第10条第1項第1号口においては、「火を使用する設備又は器具」のうち、「防火上有効な措置として総務省令で定める措置」が講じられたものについては、消火器具の設置義務の対象としないように規定している。これを受けて、規則第5条の2においては、「防火上有効な措置」として、「調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けること」として規定している。以下、この概要を紹介する。

(1) 調理油過熱防止装置

調理油過熱防止装置とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置（いわゆるSiセンサー）をいい、平成20年度から、原則として家庭用ガスこんろに装着が義務づけられているものである。このような装置を設けた火を使用する設備又は器具のみを使用する小規模飲食店等においては、改正令等による改正後も、消火器具の設置義務が課せられないことになる。



調理油過熱防止装置

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、温度の過度な上昇を感知して火を消す機能を有していないことから、「防火上有効な措置」には含めないこととした。



立ち消え防止安全装置

(2) 自動消火装置

自動消火装置とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいい、このような装置を設けた火を使用する設備又は器具のみを使用する小規模飲食店等においては、消火器具の設置義務が課せられないことになる。

(3) その他

「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等が該当する。したがって、カセットコンロのみを使用する小規模飲食店等においては、消火器具の設置義務が課せられないことになる。

2. 大型消火器以外の消火器具の設置基準の見直し

今回、こんろ火災の危険性に鑑みて、小規模飲食店等に対する消火器具の設置基準を強化したが、設置する消火器具の能力単位や設置場所については、小規模飲食店等以外の防火対象物に設置する場合と異なる取扱いを行うこととした。

(1) 消火器具の能力単位の合計数の加算について

消火器具を設けるにあたっては、その能力単位が、消火器具の設置が義務づけられる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を、規則第6条第1項に規定する数値で除して得た数以上の数値となるように設けなければならないとされているが、当該防火対象物又はそ

の部分に、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、さらに、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を25で除して得た数以上の数値となるように設けなければならないこととされている。

今回の改正は、こんろ火災の危険性に鑑み、初期消火対策を強化するため、消火器具の設置基準を強化したものであるところ、多量の火気を使用する場所がある場合に設置すべき消火器具の能力単位が加算される設置基準と、その趣旨は同じものである。したがって、改正令によって新たに消火器具の設置義務が課せられる小規模飲食店等においては、消火器具の能力単位の加算は行わないこととした（規則第6条第5項ただし書き）。

なお、令第10条第1項第1号口に該当する小規模飲食店等であっても、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う小規模飲食店等については、改正令による改正前から消火器具の設置義務が課せられていたことから、そのような小規模飲食店等における能力単位の基準については、従前の基準が適用されることとなるよう、規定を整備した（規則第6条第5項第1号・第2号）。

(2) 消火器具の設置場所について

消火器具を設けるにあたっては、原則として、防火対象物の各階ごとに設置しなければならないこととされていたところである。

改正令による改正は、火を使用する設備又は器具の火災危険性に着目したものであることから、今回新たに消火器具の設置義務が課せられる小規模飲食店等においては、各階ごとに設置義務を課すのではなく、火を使用する設備又は器具が設置されている階ごとに設置義務を課すこととした（規則第6条第6項第2号）。

なお、令第10条第1項第1号口に該当する小規模飲食店等であっても、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う小規模飲食店等については、改正令による改正前から消火器具の設置義務が課せられていたことから、そのような階については、従前の基準が適用されることとなるよう、規定を整備した（規則第6条第6項第1号）。

5 その他

消防法令により設置することが義務づけられた消火器具は、定期に点検し、消防署等に報告する必要があることから、今回の改正により新たに消火器具の設置義務が課せられる小規模飲食店等においても、消防署等に報告する必要がある。これらの施設の関係者が御自身で消火器具の点検の報告書の作成を行うことを支援するためのツールとして、平成30年4月1日より、消火器具点検アプリ（試行版）の提供を開始した。

このほか、消火器具の点検に係るパンフレットを作成した。

消火器具点検アプリの概要

別紙

1. 背景・目的

平成30年3月28日公布の消防法施行令の一部改正（平成31年10月1日施行）により、150㎡未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられる。
 ⇒小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器具の点検及び報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供する。
※ 平成30年4月1日から試行版を運用し、平成31年10月1日までには本運用開始予定。

2. 対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模な飲食店等の関係者

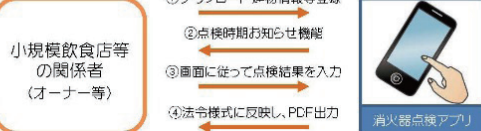
3. 対象消火器具

小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器具（粉末消火器、強化液消火器等）
（※ ただし、内部点検が必要となる、製造年から3年（蓄圧式の消火器具にあっては製造年から5年）を経過したものは、アプリによる点検の対象から除外し、専門業者への依頼又は買い替えを推奨。）

4. 主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録。
- ② 初期登録された情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するように知らせる。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器具の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。
（点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。）
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書（消防法令に定められた様式）に反映してPDFファイルとして出力する。

<イメージ>



<参考> 消火器具の点検パンフレットの作成

小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器具の点検及び報告書の作成を行うことを支援するためのもう一つのツールとして、以下の内容を中心とした消火器具の点検パンフレットを作成。

- ① 対象は、小規模な飲食店等において主として設置すると考えられる、蓄圧式の消火器具（粉末消火器及び強化液消火器）とする。
- ② 点検基準や点検要領をもとに、写真やイラストを用いてわかりやすく簡単に点検方法を説明。
- ③ 設置数が1～2本程度の蓄圧式の消火器具の点検を想定した点検結果報告書の記入例を示す。
- ④ 蓄圧式の消火器具は、製造年から5年を経過すると実際に放射する点検が必要となり、自ら点検を実施することは困難と考えられることから、取替えなどの措置や廃棄方法を案内。

<パンフレットイメージ>



6 おわりに

今回の改正令及び改正規則については、新たに消火器具の設置義務が課せられる飲食店等の件数が多数に上ると想定されることから、十分な周知期間がとられるよう、平成31年10月1日に施行することとしており、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成30年3月28日付け消防予第246号消防庁次長通知）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成30年3月28日付け消防予第247号消防庁予防課長通知）を地方公共団体に通知したところである。

今後とも、地方公共団体への必要な情報提供、助言等、改正法の円滑な施行に向けた準備作業を進めていく予定である。

問い合わせ先

消防庁予防課
 TEL: 03-5253-7523

「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」の策定

消防庁予防課企画調整係長（併）制度係長（併）防災管理係長 **坂本 幹祥**

1 はじめに

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人来訪者や障害（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）など様々な特性がある者（以下「障害者等」という。）が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定される。

これらの防火対象物において火災等の災害が発生した場合は、日本語音声のみでは災害情報の内容を十分に理

解できないことや、障害など様々な特性があることなどの事情に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が求められる。

これを踏まえ、消防庁では、「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」（委員名簿は以下のとおり。）を開催し、その提言に基づき本ガイドラインを策定したので、その概要について紹介させていただく。

なお、本稿中の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会

（敬称略。部会員は五十音順）

役職	氏名	所属等	備考
部会長	小林 恭一	東京理科大学総合研究院教授	
副部会長	野村 歡	元国際医療福祉大学大学院教授	
部会員	岩切 秀康	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長	
部会員	岩佐 恵美子	一般社団法人日本ホテル協会事務局長	
部会員	川内 美彦	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授	
部会員	川島 彰	千葉市消防局予防部予防課査察対策室長	
部会員	行田 弘一	芝浦工業大学工学部通信工学科教授	
部会員	清澤 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会専務理事	
部会員	久保 裕司	株式会社東京スタジアム総務部総務課長	H28年度
	荒川 博英		H29年度
部会員	古泉 修	独立行政法人日本スポーツ振興センター 新国立競技場設置本部企画・管理部運営調整役	
部会員	齋藤 文夫	一般社団法人全国警備業協会総務部次長	H28年度
	小林 大輔		H29年度
部会員	酒井 賢二	大阪市消防局予防部予防課長	H28年度
	鈴木 三千紀		H29年度
部会員	田中 幸司	成田国際空港株式会社空港運用部門保安警備部警備調整グループマネージャー	
部会員	谷山 明子	東京消防庁予防部副参事	H28年度
	伊藤 要		H29年度
部会員	西尾 誠	一般社団法人電子情報技術産業協会非常用放送設備専門委員会副委員長	
部会員	橋本 幸弘	一般社団法人日本火災報知機工業会設備委員会委員長	H28年度
	石中 良治		H29年度
部会員	林 博基	東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部 安全企画部防火・防災グループ課長	H28年度
	小野 桂寿		H29年度
部会員	廣井 悠	東京大学大学院工学系研究科准教授	
部会員	町田 武士	東京地下鉄株式会社鉄道本部安全・技術部防災担当課長	

2 ガイドラインの主な内容

本ガイドラインは、防火対象物の関係者が、当該防火対象物における災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを行うことにより、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、取り組むことが望ましい事項（以下参照）を定めるものである。

<施設において取り組むことが望ましい事項>

1 デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フ

- リップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
- 2 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）
- 3 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施
 - 「火災・地震発生時の避難誘導等における「やさしい日本語」の活用
 - 「外国人来訪者や障害者等に配慮した個別対応のための訓練」等

※ガイドラインの概要は以下のとおり。



3 おわりに

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本ガイドラインを駅・空港や競技場、旅館・ホテル等の関係施設に周知するとともに、各施設における取組を促していく。

本ガイドラインに基づく取り組みが普及することで、外国人来訪者や障害者等が安心して施設を利用できるようになることを願う。

【ガイドライン全文や検討部会報告書などの関連資料について】

(http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/index.html)

問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

平成29年度救急業務のあり方に関する 検討会報告書の概要

救急企画室

1 はじめに

消防庁救急企画室では、高齢化を背景として救急需要が増大する中、救急車の適正利用の推進や救急業務の円滑な実施と質の向上等を目的に「平成29年度救急業務のあり方に関する検討会」（座長：山本保博 一般財団法人救急振興財団会長）を開催しました。検討会では、救急業務を取り巻く諸課題やその対応策について、有識者を交えて4回にわたり検討を行いました。今回、平成30年3月にまとめられた検討会報告書の概要について紹介します。

2 検討の背景と目的

平成30年3月に消防庁が公表した、平成29年中における全国の救急出動件数の速報値では、救急自動車による救急出動件数は約634万件、搬送人員は約574万人で、いずれも過去最多を更新しました。救急出動件数の増加等を要因に、救急活動時間は延伸傾向にあり、病院収容所要時間（119番通報から病院等に収容するまでに要した時間）については、平成28年中の確定値で39.3分と、依然として増加傾向が続いています。

また、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリ

ンピック・パラリンピック競技大会などの大規模な国際的イベントの開催を控える中、テロ災害などの発生が危惧されるなど、救急業務を取り巻く課題は多様化しています。

このような背景から、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくための課題に対応するため、今年度の検討会では、「救急車の適正利用の推進」、「救急業務の円滑な実施と質の向上」等を目的に、検討項目（別表参照）について検討を行いました。

3 各検討事項の概要

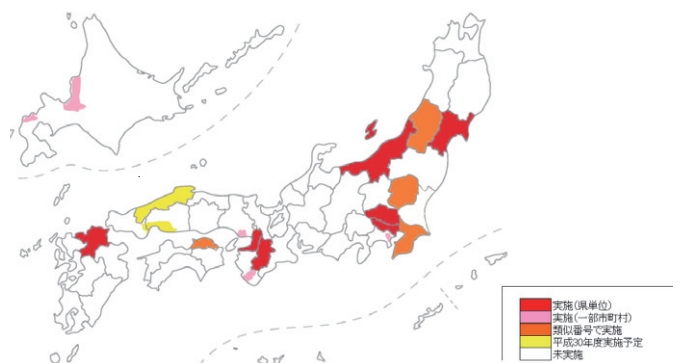
(1) #7119（救急安心センター事業）の全国展開

#7119の普及のため、アンケート調査や、実施団体との連絡会の開催等による現状把握を行うとともに、救急ニーズの高い自治体を中心に個別訪問を行うなど、事業の導入に精力的な働きかけを行った結果、平成29年度には、宮城県、埼玉県、新潟県及び神戸市が運用を開始し、平成29年12月現在11団体が事業を開始しています。また、平成30年度以降の実施を予定している団体もあり、着実に全国に広がっています。

平成30年4月1日現在

別表 平成29年度救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目

平成29年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項	
高齢化の進展を背景とする救急需要の増大に対し救命率を向上させるため、「救急車の適正利用の推進」や「救急業務の円滑な実施と質の向上」等について検討を行う。	
救急車の適正利用の推進	救急業務の円滑な実施と質の向上
1 救急安心センター事業（#7119）の全国展開（WG設置） 救急安心センター事業（#7119）の全国展開を推進するため、実施団体並大のための方策や医療サイドの費用対効果の把握方法を検討	4 傷患手当の普及促進 救命率を向上させるため、傷患手当の普及促進や通病指針による口頭指導の促進等を検討
2 緊急度判定の実施 緊急度を的確に判断し、救急車を緊急性の高い事業に優先して投入するために、119番通報時や救急現場における緊急度判定について、先行事例を調査し、普及方法を検討	5 テロ災害等の対応力向上（小会合設置） テロ災害などの重症な外傷に対応するための新たな資機材について、消防本部で導入するための救急隊員の教育カリキュラム等を検討
3 救急隊員の労務管理 救急出動件数の増加に伴い、救急隊員の肉体的・精神的負担が増加しているため、救急隊員の労務管理について、効果的な取組を検討	その他 6 救急統計の見直し（WG設置） ・救急搬送の必要性が低かった件数の集計方法と不適当理由の定義を検討（前年度継続課題） ・医療後援を促した救急搬送統計の改定を検討
	7 救急業務に関するフォローアップ ・実施進捗に関する状況 ・船舶搬送ガイドラインの策定状況 ・防日外国人への救急活動の円滑化 ・指導救急士の認定状況 ・医療後援への対応（強固利用、精神科等） 等



【都道府県単位】
 宮城県(約233万人)、埼玉県(約727万人)
 東京都(約1,352万人)、新潟県(約230万人)
 大阪府内全市町村(約884万人)
 奈良県(約136万人)、福岡県(約510万人)

【一部実施】
 札幌市周辺(約205万人)、横浜市(約372万人)
 神戸市(約154万人)、田辺市周辺(約9万人)

国民の **37.9%**

※人口は平成27年国勢調査による



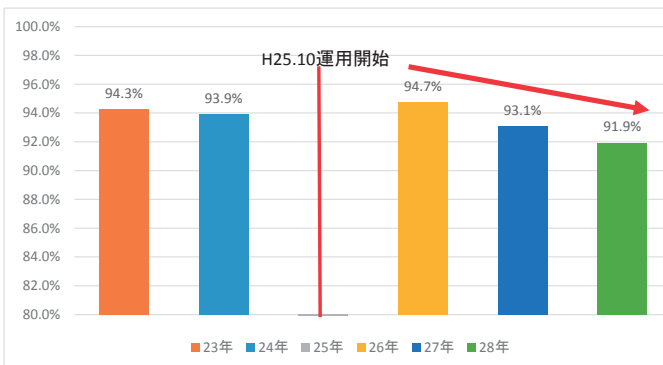
#7119未実施団体に対するアンケート調査の結果、実施しない理由として、事業の費用対効果や、医療面に対するメリットが明確でないとの意見があったことから、医療機関の負担軽減効果や医療費の適正化の効果について定量的に分析を行いました。

また、利用率向上のためには、住民の認知度を高めることが重要であることから、より効果的な広報を展開していくための参考になるよう、#7119実施団体が行っている広報の状況や、各地域での認知度についてとりまとめを行いました。

#7119の実施による医療機関の負担軽減効果としては、①外来患者の受診行動の変化、②救急相談件数の変化について検討を行いました。

外来患者の受診行動の変化については、#7119の運用開始後、診療時間内の患者の割合が年々増加し、診療時間外の患者の割合が年々減少する傾向が見られました。

時間外の外来患者割合の変化（札幌市A病院）



※予約なしで病院を受診した者に限る。

また、救急相談件数の変化については、#7119の運用開始前後で、住民からの電話相談に医療機関が対応した件数が約24%減少しており、これにより、医療機関内の業務に専念できている状況が推察されます。

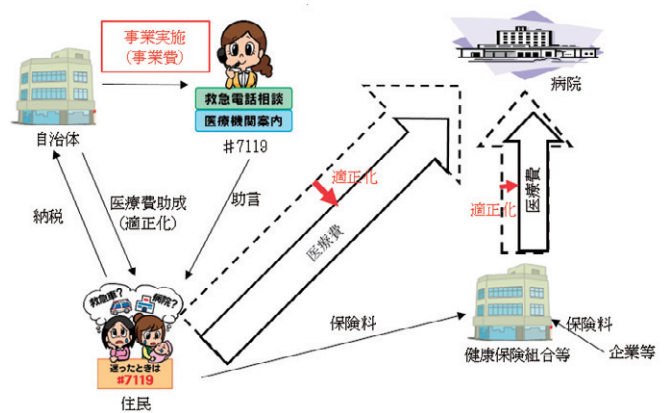
#7119の運用開始前後における医療機関における相談件数

	#7119運用開始前 (H29.9.24～H29.9.30)	#7119運用開始後 (H29.11.12～H29.11.18)	減少率
全相談件数	1,187	医療機関が相談に対応した件数 903 (相談件数(1,012) - #7119 を紹介した件数(109))	▲23.9%

※ 神戸市では、H29.10. 2より#7119の運用開始

医療費の適正化の効果については、#7119に相談した結果、住民の受診行動が適正化されたことによる「相談前には受診を考えていたが、電話相談の結果、診療時間外に受診せずに済んだ効果」、「相談前には受診を考えていたが、電話相談の結果、受診しなかったことによる効果」、「相談前には救急車を利用しようと考えていたが、電話相談の結果、救急車を利用しなかったことによる効果」の算出を行ったところ、医療費の面で、定量的に大きな効果を見出すことができました。

医療費適正化効果の各主体との関係性（概念図）



広報については、#7119実施団体において実施されている広報について、種類、キャッチフレーズ、広報場所、費用、認知度を整理しました。

消防庁においては、引き続き、未実施団体への精神的個別訪問やアドバイザー派遣を行っていくとともに、#7119の必要性や効果等、今回得られた調査結果を活用し、#7119の全国展開を加速させていくことが必要であるとされました。

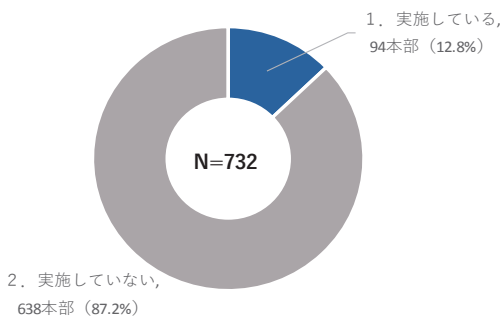
また、電話相談プロトコルを適切なものに見直していくことにより、住民に、より適切にアドバイスができるようになるとともに、オーバートリアージが減少し、より高い費用対効果となることが期待されるため、今後とも、電話相談プロトコルについて見直していくことが重要であるとされました。

(2) 緊急度判定の実施

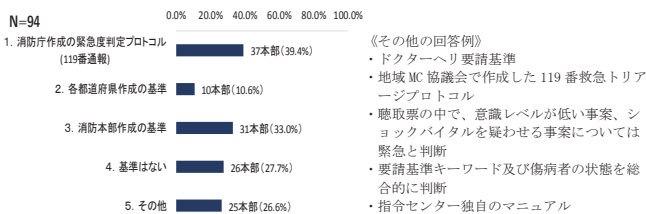
119番通報時及び救急現場での救急出動・搬送の要否に係る緊急度判定についての実施状況、緊急度判定を実施するに当たっての対応マニュアル、消防職員への教育等についての実態調査を実施し、課題の整理を行いました。

119番通報時の緊急度判定を実施している消防本部は、732本部のうち94本部（12.8%）で、そのうち、救急出動の要否の判断を行っている本部は26本部で、緊急度が低い場合出動させないとしている本部は7本部でした。

119番通報時の緊急度判定（消防本部数）

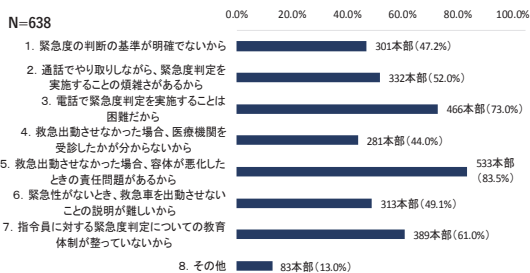


緊急度判定時の基準（複数回答）



119番通報時の緊急度判定を実施していない消防本部において、実施しない理由として、「容体が悪化したときの責任問題があるから」、「電話で緊急度判定を実施することは困難だから」と回答した本部が多く見られました。

緊急度判定未実施の理由（複数回答）

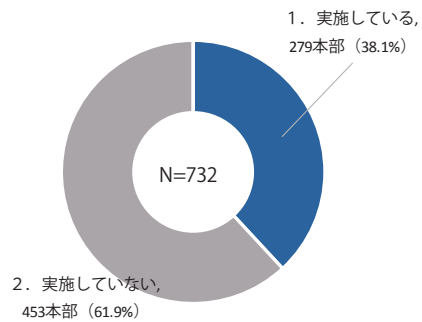


《その他の回答例》

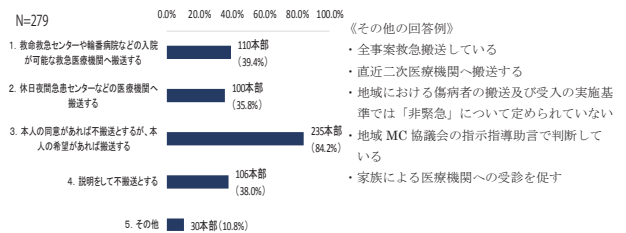
- ・通報受付数が多く、消防庁のプロトコルどおりの緊急度判定まで行うことは困難なため
- ・全事案救急出動しているため
- ・住民に十分理解を得ていないため

救急現場の緊急度判定については、732本部のうち279本部（38.1%）が実施していますが、非緊急と判断した場合であっても本人の同意がなければ搬送している本部が8割以上を占めていることがわかりました。

救急現場における緊急度判定（消防本部数）

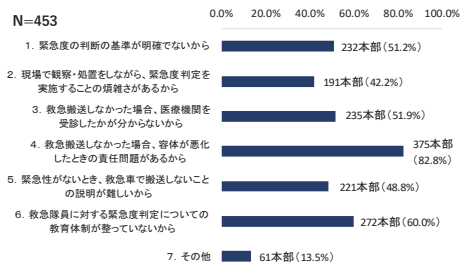


非緊急と判断した場合の対応（複数回答）



救急現場で緊急度判定を実施していない消防本部のうち、緊急度判定を実施しない理由として、「容体が悪化したときの責任問題があるから」、「救急隊員に対する緊急度判定についての教育体制が整っていないから」と回答した本部が多く見られました。

緊急度判定未実施の理由（複数回答）



《その他の回答例》

- ・原則全事案救急搬送しているため
- ・住民の理解が得られないため
- ・運用基準がないため
- ・救急出動件数が少なく、救急隊がオーバーワークとなっていない。また地元医療機関とも受入れについて協力体制を構築できているため
- ・救急車不要と判断した後の制度が未整備である
- ・緊急度判定の結果、緑、白（該当なし）の傷病者を不搬送することは難しく、その後の対応機関がないため実施していない
- ・県が策定した観察基準と重複するところもあり複雑になるため
- ・現場での観察や主訴などの症状の聴取などから病態を把握し、重症度や緊急度を判断しており「緊急度判定プロトコルVer.1救急現場」に完全に準拠したものではないため

119番通報時及び救急現場のいずれの場合においても住民の理解が必要であり、緊急度判定体系の概念の普及が求められるとともに、消防庁においては、緊急度に応じた適切な対応を行う上で必要な対応マニュアルや、消防職員への教育体制について検討することが望まれるとされました。また、消防機関においては、消防庁が作成した緊急度判定の概念普及コンテンツなどを活用し、救命講習や、出前講座などの地域住民と接する機会を活かし、引き続きあらゆる機会を通じて積極的に周知していくことが望まれるとされています。

さらに、「すぐに受診できる病院の紹介」や緊急度判定を実施する救急隊員や救急救命士等の認知度や信頼度を高めることも重要であるとされています。あわせて、緊急度判定の結果についての責任問題に対する不安やリスクへの対応も、緊急度判定を普及させる上での課題であり、将来的には検討することも考えられるとされました。

(3) 救急隊員の労務管理

救急隊員の労務負担の軽減については、交替乗務や救急隊の配置転換、救急出動件数が増える日勤帯のみ運用する救急隊など様々な効果的な取組を把握することができました。「救急隊員の適正な労務管理の確保に係わる検討について」（平成17年10月7日付け消防消第205号・消防救第239号通知）に基づき取り組んでいるところですが、把握できた効果的な取組を踏まえ、救急隊員の適正な労務管理についても進めていく必要があるとされました。

女性救急隊員が活動しやすい方策については、救急活動の省力化の工夫や長期間救急業務に従事していな

かった隊員の復職支援などの取組を把握することができました。

また、女性救急隊員からのヒアリングにおいて、体力等に関する不安のほか、ライフイベントによる生活環境の変化への不安、女性救急隊員として活躍していくための将来への不安など、女性消防職員全般に共通する不安を抱えていることがわかりました。

これらを踏まえ、各本部での取組の周知など、女性消防吏員の活躍に向けた取組を一層促進していくこととされました。

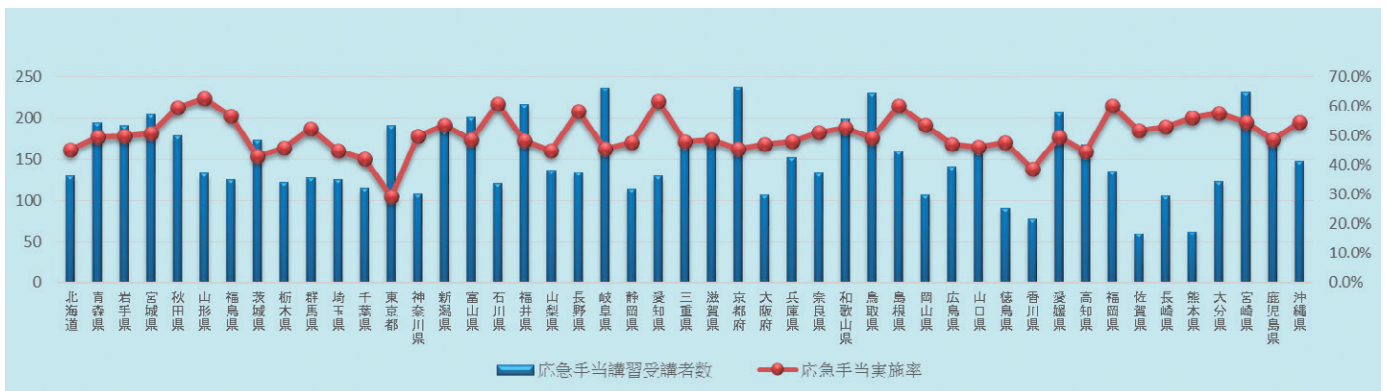
(4) 応急手当の普及促進

全国の救命体制の一層の充実を図るため、応急手当と口頭指導に関する全国の取組状況の調査、応急手当講習受講者数及び口頭指導実施率と応急手当実施率の関係性の検討、応急手当の普及促進に向けた先進事例の収集を行いました。

調査の結果、応急手当や通信指令員による口頭指導の取組には地域差があることがわかり、その結果、応急手当講習受講者数、口頭指導実施率及び応急手当実施率の地域差に影響を与えているものと考えられます。

応急手当講習受講者数と応急手当実施率との関係性については、今回の検討では明らかにすることができず、応急手当講習受講者や応急手当実施者の分析などが必要であると推測されます。一方で、応急手当講習の受講が、応急手当の質に影響を与えることが推測することができました。また、応急手当実施率の向上に通信指令員による口頭指導が寄与している可能性を見いだすことができました。

平成27年中の応急手当講習受講者数と応急手当実施率（消防本部のみ）



データ出典「平成28年版救急・救助の現況」及び「ウツタイン様式」に基づく救急蘇生統計

応急手当講習受講者数 消防機関が行う普通・上級救命講習・救命入門コースの人口1万人あたりの受講者数

応急手当実施率 救急隊が搬送した全ての心肺機能停止傷病者のうち、一般市民が応急手当を実施した割合

応急手当や口頭指導の先進的な取組として、応急手当の一連の流れをナビゲートしてくれるアプリの導入や、必要な講習を受講した子供が子供に応急手当を教えるジュニアインストラクター制度、通信指令員に対する県内で統一された口頭指導教育など、様々な先進的な取組が行われています。

適切な応急手当を行うことで、大きな救命効果が期待できることから、応急手当講習と通信指令員による口頭指導の普及促進が非常に重要であるとともに、全国で実施されている応急手当に係る先進的な取組の事例を参考に、各地域において、応急手当の普及に向けた取組が、今後、より一層盛んになることが期待されます。

5) テロ災害等の対応力向上

ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模な国際的イベントの開催を控え、テロ災害等の対応力向上を目的に、ターニケットを用いた止血処置に関する教育カリキュラム及びテキストを、消防隊員・救助隊員等に対する試行教育を踏まえ策定しました。

テロ災害等の対応力向上としての止血に関する講習（案）抜粋

【講習内容】		
大項目	小項目	到達目標
導入 (10分)	講習の概要	
1. 出血の病態と止血の理論 (40分)	<ul style="list-style-type: none"> 出血と生体反応 ショック 止血法の種類と理論 直接圧迫止血法 止血点圧迫止血法 止血帯法（緊縛法） 	<ul style="list-style-type: none"> 出血について理解する。 ショックについて理解する。 止血の順序について理解する。 止血方法について理解する。
(課題)		
2. ターニケットの目的と使用方法 (80分)	<ul style="list-style-type: none"> ターニケットの使用目的 ターニケットの種類と構造 ターニケットの使用法（実技を含む） ターニケットの合併症 感染防止について 質疑応答 	<ul style="list-style-type: none"> ターニケットの目的について理解する。 ターニケットの種類・構造について理解する。 ターニケットの使用法について理解する。 ターニケットの合併症について理解する。
(課題)		
3. テロ災害等の対応力向上 (20分)	<ul style="list-style-type: none"> 事應對処医療 Hartford Consensus ボストンマラソン爆発テロ事件における止血帯の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 事應對処医療の概略について理解する。 海外でのターニケットの普及に至った経緯について理解する。
まとめ (10分)		

テロ災害等の対応力向上としての止血に関する教育テキスト（案）



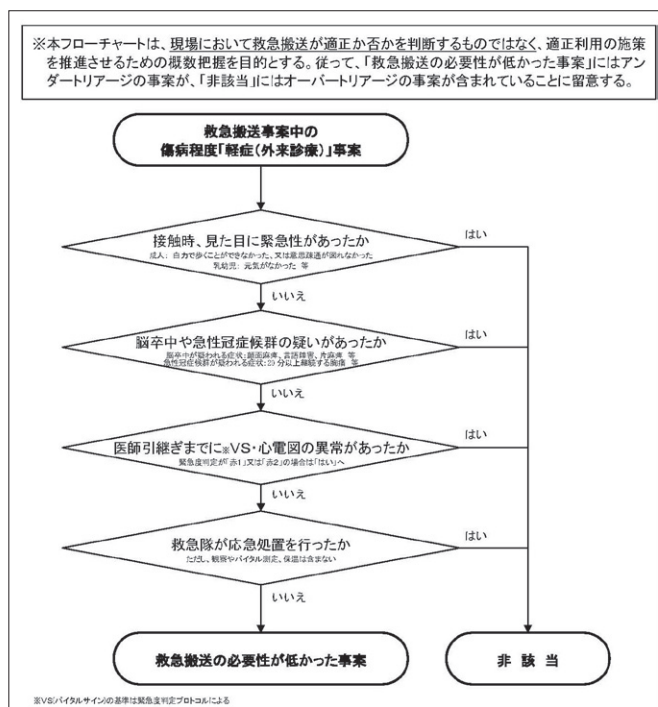
今後は、この教育カリキュラム及びテキストを基に、指導救命士等が中心的な指導者となり、全国の消防本部において消防職員に対する継続的な教育を行うことにより、テロ災害等の対応力向上につながることを期待されます。

6) 救急統計の見直し

年々変化する救急活動に関する現状を的確に把握するため、救急統計及び救急蘇生統計の見直しを行いました。

救急統計に関しては、救急搬送の必要性が低かった事案の集計用フローチャートの作成、不搬送理由の定義及び新たに収集するべき項目の検討のほか、既存の調査項目の解釈について、統一的な解釈となるよう一覧表に取りまとめを行いました。

救急搬送の必要性が低かった事案の集計用フローチャート





不搬送理由の定義

不搬送理由	定義
辞退 (到着前)	現場到着前に本人等（意思決定者や警察等を含む。）から要請の取り下げがあり、途中引揚げしたもの
辞退 (到着後)	現場到着後に本人等が搬送希望を取り下げ、救急隊も搬送の必要性はないと判断したもの
拒否	救急隊は搬送の必要性があると判断したが、本人等が搬送を拒否したもの 例：第3者通報により出動したが、本人はもとより搬送の希望がなかった場合
明らかな死亡	救急隊到着時、傷病者が明らかに死亡しており、搬送しなかったもの
他車（隊）搬送	消防機関の他車（隊）により、傷病者が医療機関等に搬送されたもの 例：他の救急隊が搬送し、途中引揚げとなった場合
傷病者なし	事故等の事実はあるが、傷病者が発生しなかったもの
誤報・悪戯	事故等の事実がなく、救急隊が誤報や悪戯と判断したもの
その他	上記以外のもの 例：本人等から要請の取り下げがあったか不明であった場合 出動したが、傷病者が自家用車等により自力受診した場合 傷病者は乗せずに、資器材、血液、切断指（肢）等を搬送した場合 傷病者を乗せずに、医師搬送のみを行った場合

既存調査項目の解釈一覧

調査項目	解釈一覧
現場到着時刻	敷地の規模によらず、活動時間の検証・比較を可能にするため、現場到着時刻は「救急車が停車した時刻」とする。
現場出発時刻	医療機関が決定した時刻とは切り離し、現場出発時刻は、「救急車が現場を出発し、走り始めた時刻」とする。
病院収容時刻	病院収容時刻は、「医師に傷病者を引き継いだ時刻」に統一する。医師引継ぎについては、医師と傷病者が接触した時点で医師の管理下に入り処置等が開始されることから、医療機関においては「医師と傷病者が接触した時点」とする。また、医師の指示を受けている看護師が医療機関のプロトコルに基づきトリアージを行った時点、医師から具体的な指示を受けている看護師に引き継いだ時点においても病院収容とみなすこととしている。 ドクターカーやドクターヘリにより傷病者を搬送した場合は、ドクターカーやドクターヘリを病院と拡大解釈し、傷病者を車両（機体）に収容した時刻を病院収容時刻とする。
傷病程度分類	救急活動は医師に傷病者を引き継いだ時点で一旦終了となることから、傷病程度分類は「初診時」における医師の診断に基づき入力するよう統一する。しかし、初診時における判断が難しい場合、確定診断でも差し支えないこととする。また、確定診断時点の情報収集については、今後議論を行うこととする。
病名分類	「傷病程度分類」と同様の理由により、病名分類は、「初診時」における医師の判断に基づき入力するよう統一する。しかし、初診時における判断が難しい場合、確定診断でも差し支えないこととする。

※「救急年報報告における時間項目の取扱いについて」（平成21年3月2日付け消防救第11号通知）

救急蘇生統計に関しては、心停止の原因について、現行の入力に、国際的に推奨されている内因性と外因性の分類を加えることとしたほか、バイスタンダーによるAEDの実施については、バイスタンダーがAEDの使用を試みた件数も収集することとしました。そのほか、新たな入力項目や転機の定義についての統一などの検討を行いました。

救急隊員が日々入力を行う我が国の救急蘇生統計は、国際標準に基づいて記録されているため、客観的な比較・検証が可能であり、悉皆(しっかい)的なデータが収集されているため世界的な評価が高いものとなっています。

(7) 救急業務に関するフォローアップ

救急業務に関する取組状況について、救急業務に関するフォローアップとして、アンケート調査により全国の実態を把握するとともに、都道府県の担当部局とともに消防本部を個別訪問し、現状及び課題の認識の共有並びに必要な助言を行いました。

来年度も引き続き、アンケート調査及び個別訪問によるフォローアップを継続することで、救急業務の全国的なレベルアップを図っていきます。

4 おわりに

平成29年度の検討会においては、#7119による医療面の定量的な効果や効果的な広報、緊急度判定の実施、マニュアル、職員の教育体制の実態把握及び課題の検討、救急隊員の労務管理や復職支援に関する消防本部における効果的な取組の収集、応急手当講習受講者数及び口頭指導実施率と応急手当実施率の関係性の検討、テロ災害等の対応力向上としての止血に関するテキスト及びカリキュラムの策定、救急統計における収集方法や調査項目の整理、救急蘇生統計の改訂など、多岐にわたる検討のほか、救急業務に関するフォローアップとして、各地域の救急業務への取組状況の把握など、救急業務のあり方について多くの成果をまとめることができました。

本報告書が各地域で有効活用され、救急救命体制の充実・強化の一助となり、我が国の救命率の向上につながることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

火災危険性を有する おそれのある物質等に関する調査検討報告書の概要

危険物保安室

1 はじめに

近年の科学技術の急激な進展により化学物質の種類が増加することに伴い、現在の消防法では危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上、支障を生ずる物質が流通し、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が增大することが考えられます。

これらの物質による災害の発生を未然に防止し、万が一、災害が発生した場合でも安全に消火活動を行うため、当該物質を早期に把握し、危険性を評価することが必要です。

これを踏まえ、平成21年度から毎年「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催しており、過去の事故事例等から対象となる物質を調査・評価し、新たに危険物又は消防活動阻害物質に指定するか否かについて検討を行っています。

ここでは、平成29年度に開催した本検討会の報告書の概要について御紹介します。

2 危険物等の定義

(1) 危険物の定義

危険物は、消防法第2条第7項で「消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と規定されています。

ここでいう「別表第一の品名欄」には、それぞれの分類ごとに固有の物品名が掲げられているもののほか、「その他のもので政令で定めるもの」、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」が掲げられています。

「その他のもので政令で定めるもの」とは、危険物の

規制に関する政令（以下「政令」という。）第1条において規定されている物品名をいい、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」とは、消防法別表第一の品名欄に掲げられる物品を含有しているものをいいます。

また、「同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」とは、政令に定める危険性を判断するための試験（以下「危険物確認試験」という。）において、政令で定める性状を有するものとされています。

危険物は、消防法別表第一において、性状に応じて表1に示す第1類から第6類までの6つのグループに区分されています。

表1 危険物の分類

類別	性質
第1類	酸化性個体
第2類	可燃性固体
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質
第4類	引火性液体
第5類	自己反応性物質
第6類	酸化性液体

(2) 消防活動阻害物質の定義

消防活動阻害物質とは、消防法第9条の3第1項で「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」として規定されている物質をいいます。

ここでいう「政令で定めるもの」とは、政令第1条の10第1項各号に掲げる物質で「当該各号に定める数量以上のもの」と規定されており、物質名とその数量は表2のとおりです。

表2 消防活動阻害物質と数量

① 圧縮アセチレンガス：40kg
② 無水硫酸：200kg
③ 液化石油ガス：300kg
④ 生石灰（酸化カルシウム80%以上を含有するものをいう。）：500kg
⑤ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物のうち別表第一の上欄に掲げる物質：当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量
⑥ 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第二の上欄に掲げる物質：当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量

3 火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討に当たっての考え方

(1) 火災危険性を有するおそれのある物質について

① 火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法

火災危険性を有するおそれのある物質の調査については、次の方法で実施します。

ア 候補物質の抽出

国内外の事事例、文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を調査し、未実施物質（過去に候補物質とされたが優先順位等により危険物確認試験が未実施の物質）と合わせて、候補物質として抽出します。

イ 調査物質の選定

候補物質の用途及び流通状況を文献、インターネット等により調査し、表3に示す優先順位に従い調査物質を選定します。

表3 優先順位

- | |
|------------------------|
| ① 火災・爆発事故に関与した可能性のある物質 |
| ② 製造・輸入量100 t / 年以上の物質 |
| ③ 製造・輸入量100 t / 年未満の物質 |
| ④ 用途のみが把握できた物質 |
| ⑤ 用途及び流通量が把握できない物質 |

② 調査物質を危険物に追加する際の考え方

調査物質の火災危険性及び年間の生産量又は輸入量（以下「年間生産量等」という。）が、次のア及びイのいずれも満たす場合、危険物に追加することが適当とされています。

ア 火災危険性について

火災危険性を有するおそれのある物質に関する文献、事故情報、化学式等から想定される性状に応じた危険物確認試験を実施し、政令で定める性状を有すること。

イ 年間生産量等について

火災危険性を有するおそれのある物質の年間生産量等が、次の式で求められる数値以上であること。

$\left[\text{【危険物に追加した場合に該当する指定数量※】} \right. \\ \left. \times 100 \text{ (倍)} \times 365 \text{ (日)} \right]$
--

※ 危険物確認試験の結果、当該物質が当てはまる政令別表第三の性質欄に掲げる性質に対応した指定数量をいいます。

(2) 消防活動阻害物質について

① 消防活動阻害物質への追加対象物質

表2の⑤及び⑥に該当する毒物及び劇物については、毒物及び劇物指定令の一部改正が行われた場合には、毒物又は劇物に指定・除外されたものについて、消防活動阻害物質の検討対象物質とします。

② 消防活動阻害物質に追加する際の考え方

消防活動阻害物質に追加するための要件については、「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会（平成6年度）」において、まとめられました。

原則として、危険物に該当するものを除き、流通実態を考慮した表4に示すいずれかの要件に該当するものについて、消防活動阻害物質に追加する必要があるとされています。

表4 追加するための要件

- | |
|----------------------------------|
| ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの |
| ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの |
| ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの |
| ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの |

4 火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討結果

(1) 火災危険性を有するおそれのある物質について

① 火災危険性を有するおそれのある物質の調査及び危険物確認試験結果について

3(1)①の調査の結果、本年度はヒドラジン水和物を調査物質として選定しました。

国内で製造・流通しているヒドラジン水和物は、濃度100%、80%及び60%のものが大半を占めていることから、ヒドラジン水和物の火災危険性を調べるため、これら全てを対象に危険物確認試験を実施しました。

試験を実施した結果、ヒドラジン水和物100%のみ第5類第2種自己反応性物質相当の危険性を有していることが認められました（表5）。

しかしながら、ヒドラジン水和物100%の年間生産量は、3(1)②イの数値に満たなかったため、危険物への追加は見送られました（表6）。

なお、今後もヒドラジン水和物100%の年間生産量等については、継続的に把握するものとされました。

表5 危険物確認試験結果

ヒドラジン水和物		試験項目		評価結果
		圧力容器試験	熱分析試験 (DSC)	
濃度	100%	×	○	第2種自己反応性物質相当の危険性を有している
	80%	×	×	×
	60%	×	×	×

表6 ヒドラジン水和物の危険物追加の検討表

ヒドラジン水和物		火災危険性評価 (危険性の有無)	年間生産量による調査	危険物追加の要否
濃度	100%	有り (第2種自己反応性物質相当)	3,650 t ^{**} 未満	否
	80%	無し	3,650 t ^{**} 未満	
	60%		3,650 t ^{**} 以上	

※ 危険物に追加する条件となる生産量等：3,650 t (3,650 t = 100kg (第2種自己反応性物質の指定数量) × 100倍 × 365日)

(2) 消防活動阻害物質について

毒物及び劇物指定令に指定された物質について

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成29年政令第160号）により、毒物又は劇物に新たに指定又は除外された物質等8物質について調査・検討を実施しました。

調査・検討の結果、新たに消防活動阻害物質として追加及び除外すべき物質はありませんでした（表7）。

表7 消防活動阻害物質の検討表

No.	毒劇物の指定・除外等	物質名	対応の要否
1	新規に劇物指定	2-ターシャリーブチルフェノール	危険物（第4類）のため対応不要
2	毒物から劇物・劇物から除外	亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤 ・ 容量1リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸0.000082%以下を含有する製剤	消防活動阻害物質に指定されていないため対応不要
3	劇物から除外	焼結した硫化亜鉛（II）	消防活動阻害物質に指定されていないため対応不要
4	劇物から除外	トリス（ジペンチルジチオカルバマト- <i>k</i> 2 <i>S</i> , <i>S'</i> ）アンチモン5%以下を含有する製剤	消防活動阻害物質に指定されていないため対応不要

5	劇物から除外	3-（6,6-ジメチルピシクロ[3.1.1]ヘプター-2-エン-2-イル）-2,2-ジメチルプロパンニトリル	消防活動阻害物質に指定されていないため対応不要
6	劇物から除外	3-メチル-5-フエニルペンター-2-エンニトリル	消防活動阻害物質に指定されていないため対応不要
7	劇物から除外	無水マレイン酸1.2%以下を含有する製剤	消防活動阻害物質に指定されていないため対応不要
8	再調査 (H27劇物指定)	2-エチル3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート	流通量が把握できず入手困難。引き続き流通量の把握に努める。

5 おわりに

消防庁では、災害の発生を未然に防止するため、今後も継続して火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討を行い、新規物質等の危険性の早期把握に努めて参ります。

なお、本検討会の報告書は消防庁ホームページに掲載しておりますので、御参考としてください。

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/03/300327_houdou_1.pdf

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物判定係 小島・中原
TEL: 03-5253-7524



自治体消防制度70周年記念シンポジウム 「日本消防会議」の開催

総務課

平成30年3月6日に、自治体消防制度70周年記念シンポジウム「日本消防会議」を消防庁、日本消防協会、全国消防長会の共催により、日本消防会館ニッショーホールにて開催しました。

近年、大規模な地震、局地的な集中豪雨など自然災害が複雑化、多様化しており、消防活動の対象も拡大変化するとともに、住民の防災に対する意識や消防に対する期待も一層高まっています。

また、人口減少社会や超高齢化社会が到来し、地域コミュニティの変容など、消防をとりまく社会も大きく変化しており、今度の見通しも決して容易ではないことが想定されます。

そこで、日本消防会議では、消防を取り巻く状況の変化に着目し、「変化への対応—これからの日本消防」をテーマとしました。シンポジウム第1部では、日本消防協会会長の秋本敏文氏と8名のパネリストで討議を行い、第2部では、会場の参加者を交え、幅広い意見交換が行われ、今後の日本の消防のあり方、方向性を導く契機となりました。



シンポジウム第1部の様子



シンポジウム第2部の様子

【日本消防会議概要】

- 開会挨拶
- 自治体消防70周年の歩みと今後の課題
東京理科大学総合研究院教授 小林 恭一氏
- シンポジウム第1部
日本消防協会会長 秋本 敏文氏（コーディネーター）
消防庁次長 緒方 俊則氏
日本消防協会副会長 滋賀県消防協会会長 植田 和生氏
全国消防長会副会長 横浜市消防局長 坂野 満氏
全国知事会 徳島県知事 飯泉 嘉門氏
全国市長会 立川市長 清水 庄平氏
全国町村会 川上村長 藤原 忠彦氏
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長 室崎 益輝氏
東京理科大学総合研究院教授 小林恭一氏
- シンポジウム第2部
- 「日本消防会議」宣言

シンポジウムの最後に、「日本消防会議」宣言が行われ、自治体消防制度70周年に当たり、日本消防の総合力の一層の強化が宣言されました。

消防庁としても、日本消防会議での議論を踏まえ、消防を取り巻く変化を的確にとらえ、中長期的な視点を持って、変化に対応するための更なる消防防災体制の充実強化に努めてまいります。

【「日本消防会議」宣言】

自治体消防制度70周年に当たり、「変化への対応」を基本テーマとして開催した記念シンポジウム「日本消防会議」において、国民の安全をより確かなものにするため、消防をとりまく状況の大きな変化を真正面から受けとめつつ、消防関係者は広く総力を結集し、より強い連携のもと、日本消防の総合力の一層の強化をめざすものとする。

問合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7506 (直通)

台湾東部地震災害に係る消防庁長官表彰式及び活動報告会の開催

総務課・参事官付

1. 消防庁長官表彰式

平成30年2月7日に発生した台湾東部地震災害に伴い、同月8日から11日までの間、同国に派遣され捜索救助活動の支援を行った国際緊急援助隊員に対する消防庁長官表彰式を行いました。

表彰式では、稲山消防庁長官から隊員に章記及び国際協力功労章が手渡されるとともに、隊員を派遣した東京消防庁に対して賞状が授与されました。

- 日 時 平成30年3月22日（木）
13:30～13:45
- 場 所 消防庁長官室
- 受章者（国際緊急援助隊員2名）
東京消防庁 消防司令長 五十嵐 潤一
" 消防司令補 藤木 良考

2. 活動報告会

消防庁長官表彰式終了後、活動報告会が行われました。活動報告会では、冒頭、稲山消防庁長官から国際緊急援助隊員に対し、余震が続く中、到着直後から夜を徹して活動したことへの労いと感謝の言葉が述べられました。

続いて、国際緊急援助隊員から、台湾の救助隊に対する捜索用資機材の取扱指導や捜索活動の助言の内容について報告がありました。



稲山消防庁長官の挨拶



稲山消防庁長官から国際緊急援助隊員へ章記及び国際協力功労章を贈呈



記念写真（前列左から）五十嵐氏、稲山消防庁長官、藤木氏（後列左から）緒方消防庁次長、松川理事（当時東京消防庁）、杉本国民保護防災部長



国際緊急援助隊員からの報告

問合わせ先

【消防庁長官表彰式に関する内容】

消防庁総務課表彰係

TEL: 03-5253-7521

【活動報告会に関する内容】

消防庁国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係

TEL: 03-5253-7507

平成29年度優良少年消防クラブ・指導者表彰 (フレンドシップ) の開催

消防庁地域防災室

1. はじめに

平成30年3月24日(土)、日本消防会館(ニッショーホール)において、「平成29年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)」を開催しました。

消防庁では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「東京消防庁音楽隊による祝典演奏」、第3部「特に優良な少年消防クラブ(3クラブ)による活動報告」という構成で開催しました。

2. 少年消防クラブについて

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、小学生から高校生までの青少年で結成されており、平成29年5月1日現在、全国に約4千6百のクラブ、約42万人のクラブ員、約1万4千人の指導者が活動しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、防火パトロールや火災予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

3. 式典

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」24団体、「優良な少年消防クラブ指導者」13名が、小倉総務大臣政務官から、「優良な少年消防クラブ」47団体が稲山消防庁長官からそれぞれ表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して福島県の小野田小大竹少年少女火防団の代表者より、元気良く「お礼のことば」が述べられました。



特に優良な少年消防クラブの表彰

第2部では、「東京都民と消防の架け橋」として演奏活動を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。



東京消防庁音楽隊による祝典演奏

第3部では、「特に優良な少年消防クラブ」を受賞したクラブの中から、「三郷市少年消防クラブ(埼玉県)」、「光が丘消防少年団(東京都)」、「舞鶴市東少年消防クラブ(京都府)」の3クラブに、日頃のクラブ活動について報告していただきました。



三郷市少年消防クラブ(埼玉県)

4. 終わりに

今回受賞された少年消防クラブをはじめ、全国の少年消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに日ごろの防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意によって支えられており、指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますようお願いいたします。

問合わせ先

消防庁 国民保護・防災部防災課
地域防災室 住民防災係 佐々木
TEL: 03-5253-7561

平成30年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表

予防課

消防庁では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会との共催で、平成30年度全国統一防火標語の募集を行いました。

全国から18,151点の作品が寄せられ、作家の角田光代さんらによる厳正な審査の結果、

「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」

が入選作品として選ばれました。

この標語は、住宅防火対策等を推進する平成30年度の春・秋の全国火災予防運動（※）等で防火標語として活用されるほか、アイドルグループAKB48の小嶋真子さんがモデルとなる全国統一防火ポスターなどに活用されます。

■入選作品

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

香川県 藤本 真由さん



【平成30年度全国統一防火ポスター】

■佳作作品（4点）

こわい火事	ひとつ注意で	こない火事	千葉県	金澤	順子	さん
つなげよう	防火のバトン	火災ゼロ	和歌山県	山口	高志	さん
くらしの火	油断をすれば	てごわい火	茨城県	海老原	順子	さん
火事招く	あなたの過信と	無関心	東京都	安森	隆行	さん

この防火ポスターは約20万枚製作され、全国の火災予防に活用されます。

【過去の標語】

- 平成29年度 火の用心ことばを形に 習慣に
- 平成28年度 消しましょう その火その時 その場所で
- 平成27年度 無防備な 心に火災がかくれんぼ
- 平成26年度 もういいかい 火を消すまでは まだだよ
- 平成25年度 消すまでは 心の警報 ONのまま
- 平成24年度 消すまでは 出ない行かない 離れない
- 平成23年度 消したはず 決めつけなくても もう一度
- 平成22年度 「消したかな」あなたを守る 合言葉
- 平成21年度 消えるまで ゆっくり火の元にらめっ子
- 平成20年度 火のしまつ 君がなくて 誰がする

（※）全国火災予防運動では、住宅防火対策等を推進しています。住宅用火災警報器の作動確認を春・秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的実施しましょう。

消防庁では、住宅用火災警報器の設置・維持管理の方法を分かりやすく解説した広報用映像を制作していますので活用ください。

【消防庁HP】 <https://www.fdma.go.jp/>

こちらのバナーをクリック



問合わせ先

消防庁予防課 柏原、中野
TEL: 03-5253-7523

「消防用機器等海外展開セミナー」の開催

予防課

1. はじめに

近年消防庁では、政府の「インフラ輸出の拡大」の方針を踏まえて消防関連企業の海外進出を支援しており、企業からのニーズが高い東南アジア地域の国を対象として、今年度はマレーシア消防救助局及びベトナム消防・救難警察局への働きかけを行ってきた。

また、平成30年3月20日には総務省の講堂において「消防用機器等海外展開セミナー（第5回 消防用機器等の海外展開の推進に向けた懇談会）」を開催。企業、関係工業会等から100名を超える出席があった。



会場の様子



恵崎国際規格対策官のプレゼンテーション

2. セミナーの概要

3月20日に行ったセミナーでは、昨年度消防庁と意見交換を行ってきた、マレーシア消防救助局及びベトナム消防・救難警察局との概要報告をそれぞれ行なったほか、今後急ピッチで消防関連規格の整備が予定されているベトナムの経済概況や、日本企業の海外進出事例のノウハウをジェトロより講師を招き紹介した。今年5月末日から開催が予定されている東京国際消防防災展で、多くの海外の消防関係者が見学することが想定されていることから、専門家を招き展示会等におけるビジネス交渉のテクニックについて、講演を行った。

3. おわりに

消防庁の当面の方針はベトナムとの協力覚書の締結であり、ベトナム国内において、日本製の消防用機器等の流通につなげるため日本の消防関連規格、認証制度が採用されるよう、継続して交渉を行なっていきたい。

発表テーマ

- 海外展開に係る消防庁（予防課）の動き
- ベトナムにおける消防用機器等を巡る現状（中間報告）
- マレーシアにおける消防用機器等を巡る現状（中間報告）
- ベトナムを中心としたASEANの一般経済概況
- 展示会等を活用したマーケティング戦略
- 日本企業の海外展開最新ケーススタディー

問い合わせ先

消防庁予防課 前原、岡崎
TEL: 03-5253-7523

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数 (平成30年4月1日現在)

広域応援室

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条第4項において「消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。」と定められており、各自治体からの申請に基づき登録します。

緊急消防援助隊の登録目標については、東日本大震災を大幅に上回る被害が想定される南海トラフ地震・首都直下地震に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠なことから、平成26年3月に基本計画※を改正し、平成30年度末までに緊急消防援助隊を概ね6,000隊規模に大幅増隊することとしています。

※ 消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」

平成30年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は5,978隊となり、平成29年4月1日の登録隊数(5,658隊)より320隊増加しました。

今回の登録では、消火、救助及び救急の主要3小隊の増隊はもとより、指揮支援隊及び都道府県大隊指揮隊の更なる増隊が図られるとともに、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を新たに2隊(計8隊)登録しました。また、後方支援隊についても増隊が図られており、活動隊員のサポート体制が強化されています。

昨年度は、平成29年7月九州北部豪雨に出動し、人命救助・捜索活動等に大きな成果を上げたところであり、

緊急消防援助隊の活動に対する期待はますます高まっています。

また、消防庁では、平成30年3月に「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」(平成17年2月4日付け消防震第2号)の全部を改正し、名称を「(暫定版)東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に変更するなど、引き続き大規模・特殊災害等に備えた緊急消防援助隊の運用面の充実・強化に努めております。各都道府県及び消防本部においては、今後とも基本計画に基づく登録の推進について、ご理解とご協力をお願いします。

表1 部隊等別登録状況

部隊等	平成29年4月の登録状況	平成30年4月の登録状況	平成30年度末までの登録目標数
指揮支援隊	53隊	57隊	60隊
統合機動部隊指揮隊	54隊	54隊	50隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	6隊	8隊	12隊
都道府県大隊			
都道府県大隊指揮隊	137隊	144隊	160隊
消火小隊	2,088隊	2,260隊	2,500隊
救助小隊	476隊	487隊	480隊
救急小隊	1,310隊	1,361隊	1,250隊
後方支援小隊	835隊	873隊	790隊
通信支援小隊	39隊	41隊	50隊
特殊災害小隊	299隊	319隊	300隊
特殊装備小隊	435隊	444隊	380隊
航空小隊	75隊	75隊	80隊
水上小隊	19隊	20隊	20隊
合計	5,658隊※	5,978隊※	6,000隊※

※ 重複登録を除くため、合計は一致しない

図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移 (平成30年4月1日)

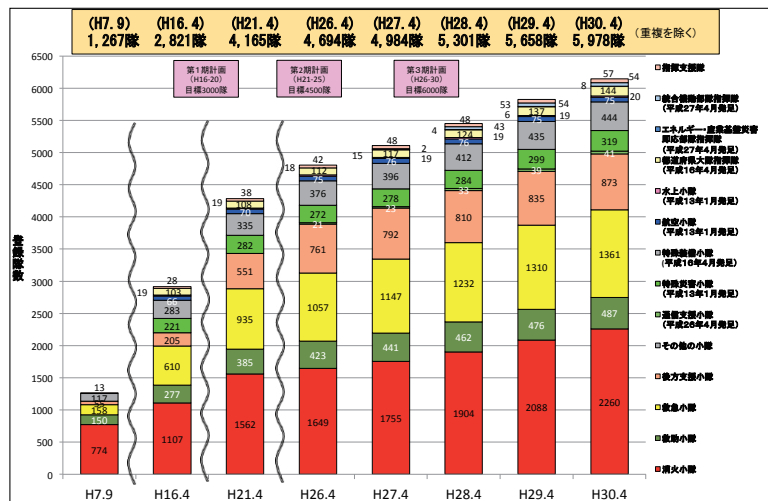




表2 平成30年度緊急消防援助隊登録状況

平成30年4月1日現在

都道府県	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	災害即応部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊				特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊	合計	重複を除く合計
											対毒応小隊等	火災等対応小隊	大規模危険物	密閉空間火災	送水距離大	遠距離小隊	消防小隊	震災対応特殊	水難救助小隊				
北海道	3	1	1	7	155	24	80	40	1	10	22	1	2		1	4	13	3		368	356		
青森県		1		3	43	6	23	18	1	1	9				1	1	2	1		110	108		
岩手県		1		3	41	6	23	17	1	2						1	2	1		98	95		
宮城県	3	1		4	51	9	22	22	1	3	3	1	2		1	1	6	3		133	130		
秋田県		1		3	40	7	18	11		1	5						2	1		89	87		
山形県		1		2	27	6	17	12		1							2	1		69	68		
福島県		1		3	49	8	34	20	1	2	3						5	1		127	124		
茨城県		2		3	59	14	42	30	1	7	3				2	1	16	1	1	182	175		
栃木県		1		3	38	10	24	18		5							7	1		107	101		
群馬県		1		4	39	7	22	15	1	4					1		4	1		99	96		
埼玉県	2	1		5	103	25	52	41		10					3		15	3		260	255		
千葉県	3	1	1	3	90	23	60	50	1	13	9	1			1		17	2	2	277	265		
東京都	3	1		3	175	14	59	36	1	2	6	2	2	4	3	2	18	8	5	344	343		
神奈川県	8	1	1	3	92	21	57	36	2	9	11	3	4		5	7	22	4	2	288	285		
新潟県	3	1		3	59	15	34	22	2	1	4		2				4	1		151	150		
富山県		1		3	28	8	18	14	1	2		1				2	7	1		86	83		
石川県		1		2	28	5	15	15	1	3	3			1			6	1		81	77		
福井県		1		3	28	5	12	11	1	2	3						2	1		69	67		
山梨県		1		3	19	5	14	13	1	2							2	1		61	58		
長野県		2		3	50	14	35	17	2	3				2			12			140	136		
岐阜県		3		4	55	14	38	15	1	2							5	2		139	134		
静岡県	5	1	1	2	52	15	36	28		2	5		2	2	3	1	12	3		170	170		
愛知県	3	1		3	100	25	67	43	1	12	3	3			2	1	20	3	1	288	278		
三重県		1	1	2	40	7	28	12		1	5						7	1		105	103		
滋賀県		1		3	23	5	14	11	1	3							4	1	1	67	63		
京都府	3	1		4	41	8	21	15	1	3		1	1		2	2	8	2		113	109		
大阪府	6	1		4	115	21	55	30	2	7	9	1	3		1	2	21	2	2	282	276		
兵庫県	2	1	1	4	93	20	65	32	2	8	5		3		1		14	3	1	255	250		
奈良県		1		2	20	6	15	14	1	2							4	1		66	63		
和歌山県		1		2	26	8	16	11	1	4	1						2	1		73	69		
鳥取県		2		3	19	3	7	7	1	4					1		2	1		50	45		
島根県		1		2	21	5	20	9		1					1		4	1		65	63		
岡山県	3	1	1	3	40	13	25	14	1	3	5				1		8	2		120	118		
広島県	3	1		3	59	11	38	24	1	3	2		2	2		1	10	2	2	164	163		
山口県		1		3	28	7	20	11		2						2	4	1		79	78		
徳島県		1		3	16	8	15	9	1	1	3						4	1		62	60		
香川県		1		3	21	5	11	8		2							5	1		57	55		
愛媛県		1		3	28	9	21	12	1	2	3		2		1		4	1	1	89	87		
高知県		2		3	19	5	16	8	1	2							2	2		60	58		
福岡県	5	2		6	49	11	34	26	1	9		1			1	3	14	3	2	167	162		
佐賀県		1		2	15	3	10	9		1							5			46	44		
長崎県		1		2	32	7	21	11		2	3						2	1		82	80		
熊本県	2	1		4	35	13	28	15	1	4				2	1	1	5	1		113	110		
大分県		1		2	27	7	15	11	1	1						1	2	1		69	68		
宮崎県		1		2	17	4	15	10	1	2							2	1		55	52		
鹿児島県		1	1	2	33	10	29	11	1	3	8				1		3	1		104	100		
沖縄県		1		2	22	5	20	9	1	2					1		1			64	61		
合計	57	54	8	144	2,260	487	1,361	873	41	171	133	15	25	13	34	34	338	75	20	6,143	5,978		

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室
 広域応援施設係
 TEL: 03-5253-7527

先進事例 紹介

ヤクルトレディーの防火PR

富山県 砺波地域消防組合消防本部

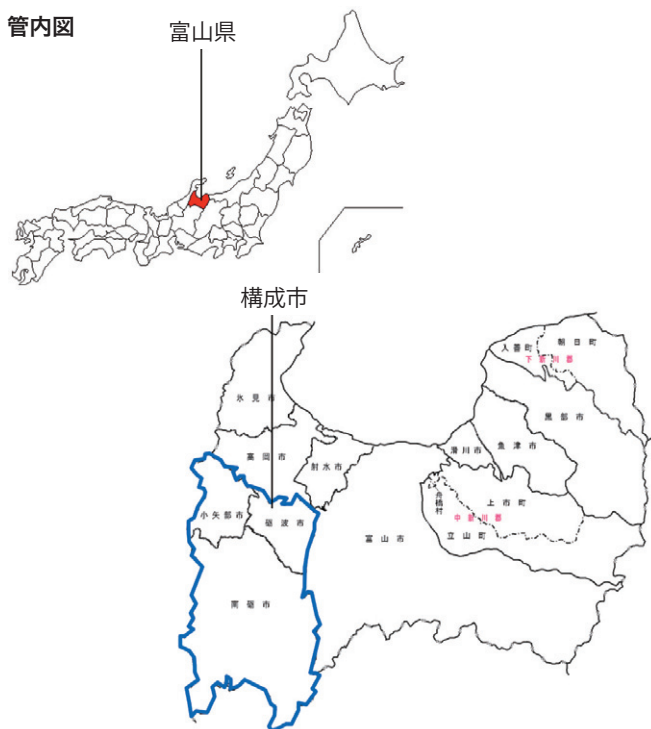
1 はじめに

砺波地域消防組合消防本部は、富山県の西部に位置し、砺波市、小矢部市、南砺市の3市で構成されています。管内平野部の水田地帯は、「かいによ」と呼ばれる屋敷林に囲まれた家々が点在する「散居村」という独特な集落景観を形成しています。また、南砺市の山間地域には日本の原風景を残した世界遺産の五箇山合掌集落、小矢部市には北陸地方初出店のアウトレットモールがあり、他にも春先に、無形文化遺産に指定された城端曳山祭や、となみチューリップフェアが実施されており、年間をとおし多くの観光客が来訪する地域となっています。



散居村風景

管内図



放水訓練（世界遺産 合掌造り）



となみチューリップフェア

2 火災予防への取り組み

全国各地において、春と秋に実施される火災予防運動では、様々な防火PRが実施されており、当消防本部管内においても、一人暮らし高齢者宅への防火診断をはじめ、防火広報の実施や、管内大型店舗にご協力をいただき火災予防運動期間中に配布される広告への防火標語等の掲示や消防訓練の合同実施、秋には、市内保育園児が描いた消防車の絵を掲示するなど、様々なPR活動を展開しています。

また、火災予防運動期間中以外にも、小矢部市津沢で、6月に実施される津沢夜高あんどん祭に、防火行燈を作成し消防庁舎前に展示したり、南砺市福光で、7月に実施されるなんと福光ねつおくり七夕祭り期間中に、市内保育園児にそれぞれ願いを込めた短冊を書いてもらい防火七夕に飾るなどして、管内市民へのPR活動を実施しています。



防火広報（津沢あんどん）

3 更なる防火PRの実施

火災を予防し、火災による被害を減らすことは、火災予防運動期間中に限らず、多くの方々に、常に「火の用心」を心がけてもらうことが必要であることから、防火のPRは、全国で様々な取り組みが実施されています。郵便局とタイアップしたPR活動や、地元企業と協力したPR商品の開発、新婚家庭への消火器の贈呈等が紹介されており、そのような全国の消防本部の取り組みを目にし、当本部においても更なる効果的な防火PRの方法を模索していました。

そんな中、消防庁舎で、いつも笑顔でヤクルトの販売をしてくださるヤクルトレディーが目に入りました。彼女たちは、ヤクルトの沢山入った保冷バックを持ち、市内のあらゆる事業所へ出入りし、多くの方々と顔をあわせ、笑顔で頑張っておられます。その笑顔に便乗し、保冷バックに火災予防運動実施中の表示をしてもらうことで、より広く、多くの方々に火災予防をPRできるのではないかと考えました。

管内のヤクルト販売営業所責任者に依頼したところ、前向き検討していただける旨の回答をいただき、その日のうちに営業所責任者が県内のヤクルト本社と協議し、その結果ご協力いただけることとなりました。

火災予防運動の期間を終えて、ヤクルトレディーの皆さんに効果はどうだったか、声を聞かせていただきました。多くの事業所の方や、老人ホームのお年寄りから次のような言葉をいただいたそうです。

「消防署に協力しているんだね、火の用心するね」

「火災予防運動期間中なんだね、気を付けるよ」

「火の用心、気をつけんなんね」

いずれも、防火PRが効果的であったことがわかる言葉で、さらにヤクルトレディーの皆さんからは、

「思った以上に反響があって驚いた」

「たくさんの方との話題になり、お客様と距離が縮まったように感じる」

「火災の予防に協力することができてよかった」

との言葉をいただくことができました。



防火広報（ヤクルトレディー出発）



防火広報（ヤクルトレディー事業所訪問1）



防火広報（ヤクルトレディー事業所訪問2）



防火広報（ヤクルトレディー個人宅訪問1）



防火広報（ヤクルトレディー個人宅訪問2）

4 おわりに

今回、ヤクルトレディーの皆さんによる防火PRを実施したところ、多くの方の目に触れ、また、協力いただいたヤクルトレディーの皆さんから反響があったと回答があったことから、PR活動が有効であったものと思われます。

昨今、法律の改正により、消防用設備設置の面から、被害を軽減するためのアプローチがなされていますが、有効な広報活動を実施することにより火災の被害を発生させない取組も必要であると思われます。当本部としては、今後も効果的・効率的な広報を検討実施し、市民の防火・防災意識の向上を図り、ひいては火災の減少に努めていきたいと思っております。

災害地点特定に有効な「119番ポイントカード」について

和歌山県 紀美野町消防本部

1 はじめに

紀美野町は、平成18年に旧野上町と旧美里町が合併して誕生した町で、和歌山県北部に位置し、紀ノ川の支流である貴志川が町の中央を東から西に流れ、その流域に広がる丘陵地と山地からなっています。

地形的にはおよそ東西19キロ、南北10キロで、北は紀の川市に接し、東は伊都郡かつらぎ町、南は有田郡有田川町、西は海南市にそれぞれ接しています。又、貴志川に沿って町を横断する国道370号は、世界遺産である霊峰高野山へとつながっています。

紀美野町消防本部は、昭和53年に旧2町による組合消防として発足しましたが、平成18年の構成町合併により町単体の消防本部となりました。

現在は、1本部1署、37名の職員（条例定数40名）と14台の消防車両で、管轄面積128.34km²、人口9,101人（平成30年4月現在）の生命と財産を守っています。

紀美野町の位置



2 経緯

当町は、約75%を山林が占め、携帯電話からの119番通報が年々増加する中で、目標物が少ないという山間地ならではの課題点を少しでも解消するため「119番ポイントカード」の設置を進めているところです。

平成17年から順次設置し、昨年末で11路線、378ヶ所に設置しました。

3 「119番ポイントカード」の作成

材質は塩化ビニール製で、大きさは直径40センチメートルです。元々、電柱用に作られた消火栓標識を活用して作成しました。

最初は、電柱のみに設置していましたが、今では色々な部材（補助材）を用いて、ガードレール、カーブミラー、フェンス等に取り付けたり、立て看板として設置しています。



電柱用



立て看板



ガードレール用



フェンス用

管内には関西随一のすすきの高原である生石高原があり、秋にはすすきを楽しみに県内外から観光客が訪れています。ハイキングコースの登山道に設置のポイントカードには紀美野町や消防に関するクイズを一緒に掲載し火災予防広報の一つとしても活用しています。

雪崩を想定した遭難者救助訓練を実施

鹿角広域行政組合消防本部

鹿角広域行政組合消防本部では、警察、電力会社と合同で雪崩を想定した遭難者救助訓練を実施しました。訓練は標高約1,000メートルの豪雪地帯で気温マイナス10.0℃、積雪3.6メートルの中、合同指揮本部の設置訓練、連絡手段の確保訓練、関係者からの情報収集訓練、ゾンデ棒やビーコンを活用した捜索救出訓練、雪上車での搬送訓練、各機関からの講話を行うなど、関係機関相互の連携を確認しました。今後も予測できない自然災害に備えて、救助技術の向上を図っていきます。

若年層職員の参画⇒大好評に♪
～小金井ファイア☆フェス2018を開催～

東京消防庁小金井消防署

小金井消防署では、3月4日(日)市民のみなさまに消防を身近に感じて防火防災意識を高めて頂くため、消防署一般公開「小金井ファイア☆2018」を開催したところ、好天にも恵まれ千名近い親子が来場し大盛況となりました。

当日は、若年層職員の意見を積極的に取り入れ、防火衣装着や救助救出演技などの消防演技、小金井消防少年団の鼓笛隊演奏、火災実験コーナー、キッズコーナーなどを開きました。

子どもたちからは「また来た～い、次はいつ?」と聞かれ、「次回ももっと楽しめる内容に」と決意を新たにしました。



消防演技



少年団の鼓笛演奏

消防通信

望

楼

ぼうろう

堺市消防局イメージキャラクター「タッシー」
がLINEアニメーションスタンプになりました!

堺市消防局

堺市消防局では、新たな広報手法の一つとして当局イメージキャラクター「タッシー」のLINEアニメーションスタンプを作成し、春の火災予防運動が始まる平成30年3月1日(木)から販売を開始しました。

本取組は、幅広い世代に利用されているLINEを活用することで、消防局が発信する各種情報を知っていただくきっかけを作るとともに、アニメーションとすることでタッシーの動きの中に啓発要素を取り入れることが可能となり、スタンプを多くの人に日常的に使用いただくことで、副次的に消防広報につながることを目的としています。また、販売収益は市の歳入となり、消防サービスの向上に資する経費として活用します。

啓発例
ストーブを消してから「おやすみ」イラスト一覧
(全てアニメーション)

お手軽一畳サイズ 発掘実習ミニブース

和歌山県消防局

平成30年3月14日(水)、15日(木)消防局庁舎内において若年職員60名を対象とした火災調査研修会を実施しました。鎮火後の部屋の片隅を一畳サイズで2ブース作成、発掘範囲の決定、警察、関係者との調整や説示、写真撮影など一連の流れを合わせて進めることで現場さながらの発掘調査実習となりました。実はこのミニブース、廃材を利用することでほぼ0円で作成、しかも、除去した焼損物を戻すことで何度でも利用することができる優れたものです。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



消防研修第103号（特集：緊急消防援助隊） の発行

消防大学校では、消防本部等における消防防災体制の強化のための知識・技術の向上に資するために、「消防研修」を昭和40年（1965年）10月に創刊、毎年2回発行し、各都道府県、消防学校、消防本部等に配布しています。

消防研修第103号では、「緊急消防援助隊」をテーマに特集しました。

我が国は、火山、地震そして台風をはじめとした風水害等の自然災害を受けやすい環境にあり、最近においても平成28年には熊本地震及び台風10号による災害、平成29年には栃木県那須町雪崩事故及び九州北部豪雨と、各年でそれぞれ2件もの緊急消防援助隊が出動する事例

が発生しています。今後も、東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、緊急消防援助隊の活動能力の向上を図る取組みが行われています。

こうしたことから、今回の消防研修では「緊急消防援助隊」を特集し、緊急消防援助隊の概要や登録状況、応援・受援の際の経験や取組事例を解説していただきました。

消防研修第103号は、消防大学校ホームページにも掲載していますので、ご一読いただき、今後の消防をはじめとした各種機関における緊急消防援助隊の推進に活かしていただくことを期待します。

消防研修第103号（特集：緊急消防援助隊）の主な掲載内容

- 緊急消防援助隊について
消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長 本間 和義
- 緊急消防援助隊の概要について
消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室
- 茨城県における広域応援体制整備状況
～平成27年9月関東・東北豪雨の経験を踏まえて～
茨城県生活環境部防災・危機管理局消防安全課
- 平成28年熊本地震での活動と今後の課題について
福岡市消防局（警防部警防課長：当時）牛島 徹弥
- 熊本地震に係る緊急消防援助隊の対応について
熊本県総務部市町村・税務局消防保安課参事 山村 孝正
- 平成28年台風第10号による緊急消防援助隊の活動と大規模災害に備えた取組
青森地域広域事務組合消防本部警防課
- 平成28年台風第10号災害における仙台市消防局指揮支援部隊の活動
仙台市消防局警防部警防課
- 岩手県における受援計画の取組
～台風第10号災害の経験を踏まえて～
岩手県総務部総合防災室
- 平成29年7月九州北部豪雨における福岡県の緊援隊受援について
福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課長 藤田 修司
- 「平成29年7月九州北部豪雨」災害における指揮支援隊の活動と岡山市消防局における緊急消防援助隊についての取組み
岡山市消防局警防課指揮第3担当課長 入江 和弘
- 東京消防庁における受援計画について
～首都東京を大規模災害から守るために～
東京消防庁警防部警防課計画係長 斎藤 秀夫
- 静岡県における受援計画
～南海トラフ地震に備えて～
静岡県危機管理部消防保安課消防行政班主査 竹田 英治
- 平成29年度緊急消防援助隊
関東ブロック合同訓練の実施結果について
群馬県総務部消防保安課消防係副主幹 山口刀志彦
- 平成29年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練を振り返って
松江市消防本部警防課 宮崎 哲人
安来市消防本部警防課 高橋 正武

問い合わせ先

消防大学校調査研究部 川戸
TEL: 0422-46-1713

平成30年度 消防大学校 客員教授について

消防大学校では、客員教授制度により、消防に関し特に優れた知識及び経験を有し消防大学校における教育等に対して顕著な協力をいただける方に対し、客員教授の称号を授与しています。

このたび、平成30年度の客員教授名簿を作成しましたので、教育訓練等の講師選定の参考として紹介します。

※客員教授の連絡先については、消防大学校担当者までお問い合わせください。

※客員教授への講師依頼等の事務については、依頼元（各地域の消防学校等）が直接行い、これに係る費用は、依頼元において御負担ください。

専門分野	氏名	所属・職名
(1)教育技法	山崎 洋史	昭和女子大学大学院 生活機構研究科心理学専攻教授
(2)人材育成	小島 晴夫	さいたま市総務局危機管理部防災課参与
(3)組織管理	新井 雄治	元東京消防庁消防總監
(4)消防実務法規	秋山 恵	元東京消防庁理事兼総務部長
(5)予防法令運用	荒井 伸幸	元東京消防庁理事兼総務部長
(6)地域防災	瀧本 浩一	山口大学大学院創成科学研究科准教授
(7)接遇、話し方技法、女性消防団活動	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
(8)防災図上訓練	日野 宗門	Blog防災・危機管理トレーニング 主宰
(9)危機管理	大庭 誠司	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問

平成30年度 特別講習会及び消防大学校フォーラムの開催について

消防大学校では、ラグビーワールドカップ2019の開催に向けて、NBC災害対応能力及び多数傷病者対応力の向上を主眼とした講義で構成した特別講習会を開催するとともに、平成28年度から消防における重要課題への取組みに寄与することを目的とした消防大学校フォーラムを実施しています。

このたび、平成30年度の開催場所等が決まりましたのでお知らせします。

開催に関する実施詳細や受講要領は、各都道府県消防防災主管課へ発出している通知のほか、消防大学校ホームページをご確認ください。

○特別講習会

開催日	開催場所	定員
平成30年6月22日(金)	大分県会場（大分市：大分県庁舎本館正庁ホール）	200名
平成30年7月13日(金)	愛知県会場（名古屋市：東文化小劇場）	//
平成30年7月31日(火)	東京都会場（調布市：消防大学校）	//

○消防大学校フォーラム

（特別講習会の講義に加え、女性消防吏員の活躍をテーマとしたフォーラムを開催）

開催日	開催場所	定員
平成30年10月10日(水)	大阪府会場（大阪市：新梅田研修センター）	200名

問い合わせ先

消防大学校教務部 斎藤
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成30年3月24日～平成30年4月23日)

<総務課>

30.4.7	第30回危険業務従事者叙勲（消防関係）	第30回危険業務従事者叙勲（消防関係）受章者は、625名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章 334名 瑞宝単光章 291名 計 625名
30.4.2	消防防災科学技術研究推進制度における平成30年度新規研究開発課題の採択	「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発を委託する競争的資金制度です。 平成30年度新規研究課題について31件の応募があり、外部有識者による評価会において、「科学技術イノベーション総合戦略2017」（平成29年6月2日閣議決定）等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえて審議された結果に基づき、新規研究開発課題として6件を採択しました。
30.3.29	「消防防災科学技術高度化戦略プラン2018」の公表	「消防防災科学技術高度化戦略プラン」（H13策定、H24最終改訂）を改訂し、「消防防災科学技術高度化戦略プラン2018」として取りまとめました。 自然災害の多発や高齢化・人口減少社会など喫緊の課題に対して消防研究センター及び競争的資金※により概ね5年以内に成果を得るべき研究開発課題を示すとともに、研究開発成果の社会実装を進めるため、消防研究センターへの「オープンイノベーション協働ラボ」（仮称）の設置や、競争的資金における製品化等支援スキームの創設などの検討に着手していくこととしました。

<救急企画室>

30.3.26	「平成29年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表	近年、救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるため、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供するか近年の救急業務に係る課題となっています。こうした課題に対応するため、「救急車の適正利用の推進」、「救急業務の円滑な実施と質の向上」等を目的として、「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。 このたび、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
---------	---------------------------------	---

<予防課>

30.3.29	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」の公表	今般、消防庁において、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を策定しましたので、公表します。 本ガイドラインでは、デジタルサイネージやスマートフォンアプリ等の活用などによる避難誘導等の多言語化、文字等による視覚化、障害など施設利用者の様々な特性に応じた対応などの取組について示しています。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本ガイドラインを駅・空港や競技場、旅館・ホテル等の関係施設に周知するとともに、各施設における取組を促していきます。
30.3.28	消火器点検アプリ（試行版）の提供開始	消防庁では、消火器の点検や点検結果報告書の作成を支援するため、平成30年4月1日から「消火器点検アプリ（試行版）」の提供を開始しますので、お知らせします。
30.3.28	消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布	消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成30年2月10日から平成30年3月12日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、25件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行令の一部を改正する政令」等を公布しましたのでお知らせします。

<危険物保安室>

30.3.30	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を公布しました。
30.3.27	「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表	消防庁では、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質、消防活動阻害物質について調査検討を行ってきました。この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので、公表いたします。



<危険物保安室・特殊災害室>

30.3.26	リスクアセスメントを効果的に行っている22社の取組をまとめました	<p>総務省消防庁、厚生労働省及び経済産業省は、平成26年より石油コンビナート等災害防止3省連絡会議を開催し、重大事故防止に向けた取組みを行っています。</p> <p>近年の重大事故の原因として、事業所におけるリスクアセスメントの対応、人材育成や技術伝承などが不十分であることが挙げられます。</p> <p>このような課題に対応していくため、このたび3省連絡会議では、石油コンビナート地域の企業に対し、効果的なリスクアセスメントを実施できている要因等をヒアリングし、その結果を事例集として取りまとめました。</p>
---------	----------------------------------	---

<参事官>

30.3.27	「大規模自然災害に伴う浸水区域における救助技術の高度化に関する検討会報告書」の公表	<p>消防庁では、浸水区域における救助活動の充実を図ることを目的として、「大規模自然災害に伴う浸水区域における救助技術の高度化に関する検討会」を開催し、浸水区域での救助活動を安全かつ迅速に実施するための活動要領等について調査・検討を行いました。</p> <p>この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。</p>
---------	---	--

<国民保護室>

30.3.27	全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達訓練の結果等	<p>3月14日に実施した全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達訓練の結果を公表します。</p> <p>また、今回の結果も踏まえた今後の対応として、Jアラートによる情報伝達における不具合発生の抑制を着実に進めるため、平成30年度から、下記のとおり、全国一斉情報伝達訓練の見直し(充実)を図りますのでお知らせします。</p>
---------	---------------------------------	---

<地域防災室>

30.4.17	消防団PRムービーコンテストの結果	<p>住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から作品を募集し、消防団PRムービーコンテストを開催しました。</p> <p>応募された63作品から、最優秀賞、優秀賞を決定しましたので発表します。</p>
---------	-------------------	--

<広域応援室>

30.4.10	緊急消防援助隊の登録隊数（平成30年4月1日現在）	<p>平成30年4月1日現在Uにおける緊急消防援助隊の登録数は、U725消防本部の5,978隊U（重複登録を除く。）となり、平成29年4月1日の登録数（5,658隊）よりU320隊増加Uしました。</p> <p>大規模・特殊災害等に備え、引き続き、緊急消防援助隊の充実・強化を進めてまいります。</p>
30.3.30	「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書」の公表	<p>消防庁では、平成29年3月5日に発生した長野県消防防災ヘリコプターの墜落事故及び消防防災ヘリコプターを取り巻く状況を踏まえて、「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」（座長 小林恭一東京理科大学総合研究員教授）を設置し、検討を行ってきたところですが、今般、検討会報告書が取りまとめられましたので、公表します。</p>
30.3.27	「災害時等における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定」の締結	<p>「災害時等における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定」について、63事業者と協定を締結しました。</p>

<防災情報室>

30.3.27	「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会」報告書の公表	<p>消防庁では、平成29年8月から「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会」（主査：中村功 東洋大学社会学部教授）を開催し、戸別受信機の量産化・低廉化を図るため、戸別受信機の標準的なモデルやその仕様書（例）の作成等を行ってきました。</p> <p>今般、本検討会において報告書が取りまとめられましたので、公表します。</p>
---------	---	---



最近の通知 (平成30年3月24日～平成30年4月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情第98号	平成30年3月30日	各都道府県消防防災主管部長	総務省消防庁防災情報室長	Net119緊急通報システムの早期導入について (通知)
消防危第44号	平成30年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」の一部改正について
消防消第80号	平成30年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防本部におけるハラスメント等への対応策の更なる推進について (通知)
事務連絡	平成30年3月30日	各都道府県消防防災主管部	消防庁消防・救急課	消防本部におけるハラスメント等への対応策取組実態調査の取りまとめ結果について (情報提供)
消防消第76号	平成30年3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	女性消防吏員活躍推進アドバイザーの追加登録について (通知)
消防危第42号	平成30年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
事務連絡	平成30年3月29日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁広域応援室	「緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱の一部改正について」(平成30年3月8日付け消防広第123号)の差し替えについて
消防予第255号	平成30年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」の一部改正について (通知)
消防予第254号	平成30年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防本部消防長	消防庁予防課長	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」について
消防危第41号	平成30年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物等に係る事故防止対策の推進について
消防予第250号	平成30年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	小規模な飲食店等における消火器の点検報告の推進について
消防予第247号	平成30年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)
消防予第246号	平成30年3月28日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
事務連絡	平成30年3月28日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	ノートパソコンのリコールについて
事務連絡	平成30年3月28日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成29年1月～9月の製品火災に関する調査結果について
事務連絡	平成30年3月27日	各都道府県消防防災主管部 (局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	テロ災害等の対応力向上としての止血に関する教育カリキュラム及び教育テキストの策定について
事務連絡	平成30年3月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した火災を踏まえた対応について
消防情第71号	平成30年3月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	災害情報伝達手段の多重化・多様化の推進等について
事務連絡	平成30年3月26日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成30年度全国統一防火標語の決定について

広報テーマ

5 月		6 月	
①風水害への備え	防災課 防災課	①危険物安全週間	危険物保安室 防災課 防災課
②e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ		②全国防災・危機管理トップセミナー	
	③地震に対する日常の備え		

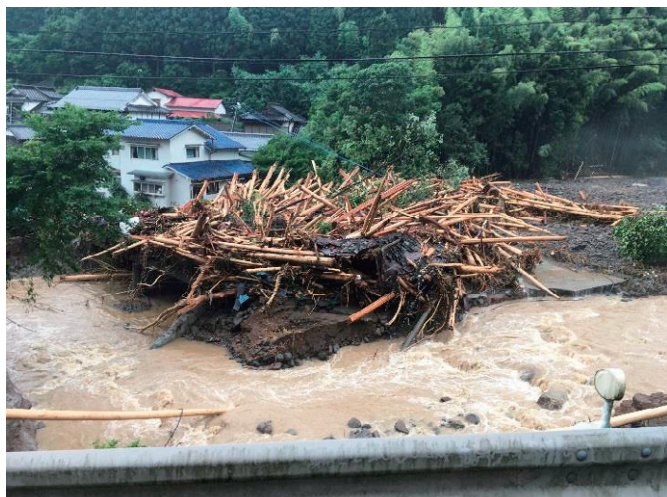
風水害に対する備え

防災課

はじめに

我が国では毎年、台風や梅雨前線等の影響による多量の降雨があり、全国各地で洪水や土砂災害等の風水害による被害が発生しています。

平成29年7月九州北部豪雨災害では、猛烈な雨の影響で、特に福岡県朝倉市及び東峰村、大分県日田市など、九州北部を中心に、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者・行方不明者が40名以上に上るなど、甚大な被害がもたらされました。



(平成29年7月九州北部豪雨災害)

洪水

流域に降った多量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、大規模な洪水被害が発生します。平常時には川遊びができるような穏やかな河川であっても、短時間で局地的に激しい雨が降り注ぐと、急激に増水して氾濫し、流域に甚大な被害をもたらす場合があります、実際に各地でそうした事例が発生しています。

土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となり、山や崖が崩れたり、土砂が雨などの大量の水と混ざり合っ一気に流れたりする自然災害で、すさまじい破壊力をもつ土砂が一瞬にして多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまう恐ろしい災害です。

局地的な大雨による災害

気象庁によると、近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、中小河川の急な増水、地下空間やアンダーパス(※)の浸水等により、車が立ち往生したり、床上・床下浸水等の被害が生じる事例が多く発生しています。

※アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分をいい、周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっています。

早めの避難が命を救う

災害発生のおそれがある場合、居住者等の安全を考慮して、市町村から避難勧告等の避難に関する情報が伝達されます。避難勧告等が伝達された場合には、すぐに安全な場所に避難しましょう。

また、避難勧告等が伝達されていなくても、身の危険を感じた場合には、「自らの命は自らが守る」という心構えで、自発的に避難することが重要です。

都道府県や市町村では、防災訓練や防災に関する講演会等を定期的実施しています。こうした訓練等にぜひ積極的に参加して、いざという時にとるべき行動などを今一度確認しましょう。



「平成26年8月台風11号による浸水被害（高知県四万十町）」
(提供：内閣府)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 岡戸、豊田
TEL: 03-5253-7525



e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ

防災課

消防庁では、インターネットで、いつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理e-カレッジ」を運用しています。学習者の知識量等に応じて、入門コース、一般コース、専門コースの3つのコースを用意しています。

掲載されているコンテンツの一部を紹介すると、入門コースの「風水害から身を守る！」では、あらかじめハザードマップなどで平時から自身の居住地域の危険性を確認することや、災害時には防災行政無線等からの情報に注意すること、避難の際に気を付けるべきことなどについて学ぶことができます。また、一般コースの「過去の災害に学ぶ」では、東日本大震災や熊本地震、平成28年台風第10号災害などの過去の災害事例を紹介しています。

このほか、専門コースには、例えば「地方公務員の方向け」のページにおいて、防災・危機管理担当の職員の方が、住民への災害リスクの周知といった災害予防の段階から、災害関連情報の収集や住民への避難の呼びかけなどの応急対応、被災者の支援などの復旧・復興に至るまで、災害対応の基本的事項について学べるコンテンツもあります。

掲載しているコンテンツについては、随時見直しを行っていますので、「防災・危機管理e-カレッジ」を積極的に活用して、防災・危機管理に関する知識を身に付けていただくとともに、防災・危機管理関係の学習、教育等に当たり、広くご活用ください。

【防災・危機管理e-カレッジトップページ】



<http://open.fdma.go.jp/e-college/>

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 中野
TEL: 03-5253-7525

忘れてない? サイフにスマホに 火の確認

二〇一八年度
全国統一防火標語

小冊子 無料

一般社団法人
日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 本部 東京都千代田区千代田1-1-1
東京ビルディング日本損害保険協会ビル 東京都千代田区千代田1-1-1
本部 電話03(5253)7521 FAX 03(5253)7531
支店 電話03(5253)7521 FAX 03(5253)7531
支店 電話03(5253)7521 FAX 03(5253)7531

協賛:  **消防庁**
消防庁火災調査課 消防庁総務課

日本損害保険協会は、防火ホスターの存在を通じて、広く国民の防火・防災意識の高揚を図っています。